

平成31年度予算等・税制改正（地方創生関連） 及び地方創生推進交付金の活用のポイント

平成31年1月

内閣府地方創生推進事務局
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

目次

- 1. 平成31年度予算案 2
- 2. 地方創生推進交付金・
地方創生拠点整備交付金 4
- 3. 地方大学・地域産業創生交付金事業 8
- 4. 地方創生に取り組む地方への
人材・情報・財政面での支援 10
- 5. 地方創生に係る検証・調査事業等 16
- 6. 「スーパーシティ」構想について 27
- 7. 平成30年度税制改正等 36
- 8. 地方創生推進交付金のあり方について 42

1. 平成31年度予算案

平成31年度 地方創生関連予算等について

① 地方創生推進交付金

1,000 億円

- 地方版総合戦略に基づいて、**地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組**に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の充実・強化を推進。

（対象事業例）しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

- 地方創生推進交付金を活用し、**東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策**を安定的・継続的に支援。関係省庁の施策や各種金融機関からの資金融通とも連携。

【関係施策】厚生労働省：中途採用等支援助成金（UIJターンコース）（仮称）の新設

国土交通省：住宅金融支援機構のフラット35地域活性化型の拡充（地方移住支援）

中小企業庁：日本政策金融公庫の新規開業資金等の貸付利率の引下げ

② 地方大学・地域産業の創生

101.3 億円

- 首長のリーダーシップの下、**産官学連携**により、**地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組**を、地方大学・地域産業創生交付金により重点的に支援。

- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「**キラリと光る地方大学づくり**」を進め、関連施策とあわせ、地域における若者の修学・就業を促進。

③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

7,668 億円

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。

i) **地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする**

2,272 億円

ii) **地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む）**

627 億円

iii) **若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる**

2,436 億円

iv) **時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する**

2,333 億円

④ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

1 兆円

- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度以降、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上。

- 少なくとも総合戦略の期間である平成31年度までは継続し、1兆円程度の額を維持。

⑤ 社会保障の充実

1 兆 994 億円

- 子ども・子育て支援制度の円滑な施行を進めるとともに、医療・介護サービスの提供体制改革等を促進。

2. 地方創生推進交付金・ 地方創生拠点整備交付金

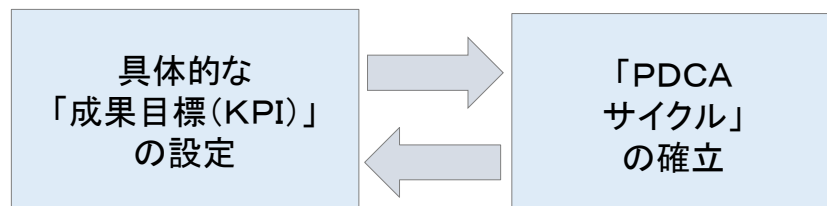
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 1,000億円（30年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例）しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

- ・東京圏からのU・I・Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
例）地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

31年度からの主な運用改善

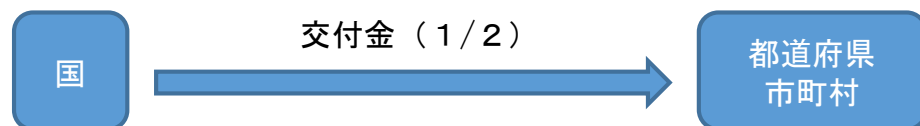
①交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行：7事業】 （うち広域連携：3事業）【現行：2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行：4事業】 （うち広域連携：1事業）【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携：2事業）【新設】

②企業版ふるさと納税の併用

- ・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度2次補正予算額（案） 600億円

事業概要・目的

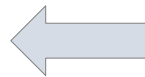
○地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与する。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

具体的な
「成果目標(KPI)」
の設定



「PDCAサイクル」
の確立



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

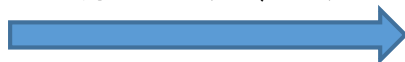
【執行柔軟化】

○法令に基づく一定の要件を満たす事業については、交付決定後、地方公共団体において基金を造成することで、平成32年度においても事業を実施することを可能とする。

資金の流れ



交付金（1/2）



都道府県
市町村

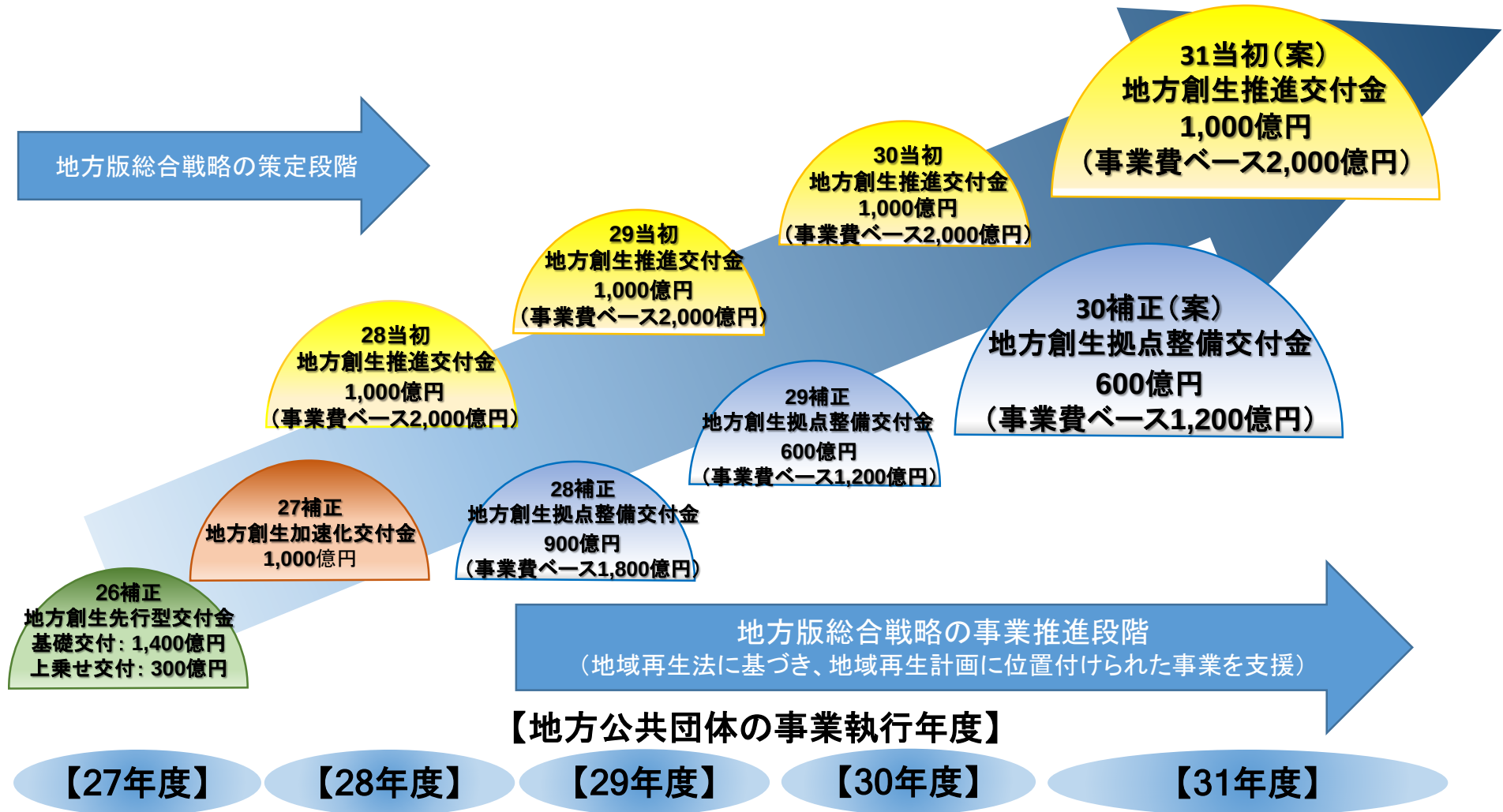
期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげる。

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援

○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



3. 地方大学・地域産業創生交付金事業

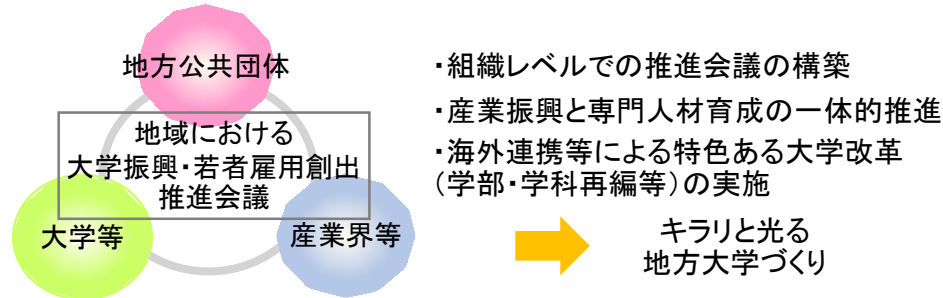
地方大学・地域産業創生交付金事業（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 内閣府及び文部科学省合計 **97.5億円**（30年度予算額 95億円）

内閣府交付金分：72.5億円（地方大学・地域産業創生交付金22.5億円、地方創生推進交付金活用分50億円）
文部科学省計上分：25億円

事業概要・目的

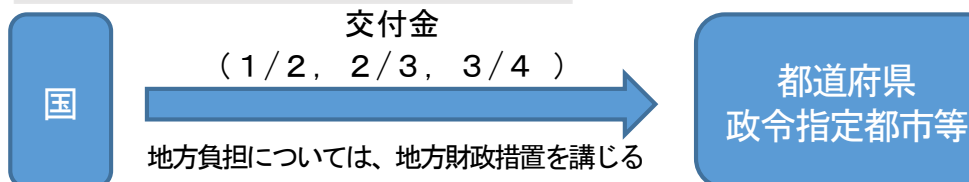
- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、本交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地方大学の振興、東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の措置を講じ、地域における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。



事業イメージ

- 国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議（地方公共団体、大学、産業界等で構成）を組織し、地域の産業振興・専門人材育成等の計画を策定。
- 地方公共団体が申請した同計画（概ね10年間）について、国の有識者委員会の評価を踏まえ、基本指針で定める基準（自立性、地域の優位性等）により優れたものを認定し、本交付金により支援（原則5年間）。
- 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会の評価を踏まえ毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。
- このほか、内閣府交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分）を交付。

資金の流れ（内閣府交付金）



期待される効果

- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

4. 地方創生に取り組む地方への 人材・情報・財政面での支援

地域経済分析システム（RESAS）による地方版総合戦略支援事業

（内閣府地方創生推進室）

31年度予算概算決定額 1.4億円

（30年度予算額 1.4億円）

事業概要・目的

○政府は、地方公共団体による地方版総合戦略の策定や様々な主体による地方創生の推進に向けた取組等を情報面から支援するため、地域経済分析システム（RESAS（Regional Economy and Society Analyzing System）：リーサス）を提供しています。このシステムは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するものです。

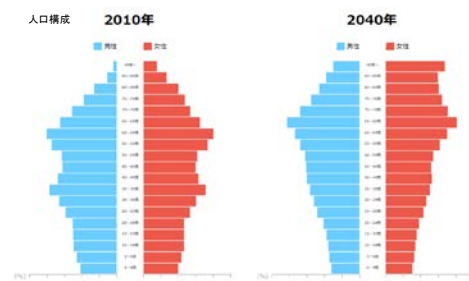
○本事業においては、地域ぐるみでの地方創生の実現を情報面から支援するため、地方公共団体をはじめ教育機関、民間企業、NPO、住民等に対してリーサスの本格的な普及・活用を推進します。

○具体的には、①有識者の派遣、②内閣府及び関係省庁の地方局に活用支援業務を補佐できる政策調査員の配置、③地方公共団体職員及び住民向けの説明会等の開催、④関連サイト等を通じた活用促進などを実施します。

事業イメージ・具体例

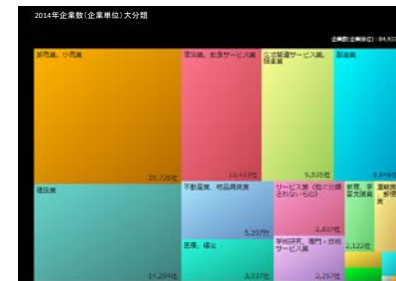
地域経済分析システム（RESAS：リーサス）について

- リーサスは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、現在及び将来の人口構成、人口の転入・転出先、産業集積（企業間取引）、観光地における人の流れ、各種指標の地方公共団体間の比較等を簡易に扱うことを可能とし、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するシステムです。
- 各地方公共団体による客観的なデータに基づく地方版総合戦略策定における目標KPIの設定や、PDCAサイクルの確立等を支援します。



【人口マップ】

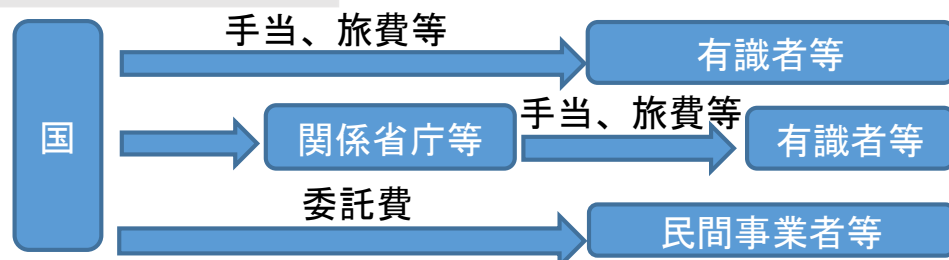
人口推計・推移、転入転出などを地域ごとに比較しながら把握可能



【産業構造マップ】

売上や雇用で地域を支える産業が把握可能

資金の流れ



期待される効果

○地方公共団体が、地方版総合戦略の策定及び具体的施策の検討・実施にあたり、データに基づき地域の現状の分析や課題を把握することにより、地方創生の実現に向けた地方公共団体や様々な主体による施策の費用対効果が高まることが期待されます。

地方創生リーダーの人材育成・普及事業（内閣府地方創生推進室）

31年度予算概算決定額 **3.6億円**
（30年度予算額 3.0億円）

事業概要・目的

○地方版総合戦略の実行段階においては、地方創生リーダーの人材育成・確保等が重要です。そのため、以下の事業に取り組みます。

①プロフェッショナル人材事業

各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点の調査・分析、課題の共有を行うとともに、大企業との全国連携体制を支援することで、東京圏から地方へのプロフェッショナル人材の還流を促進します。

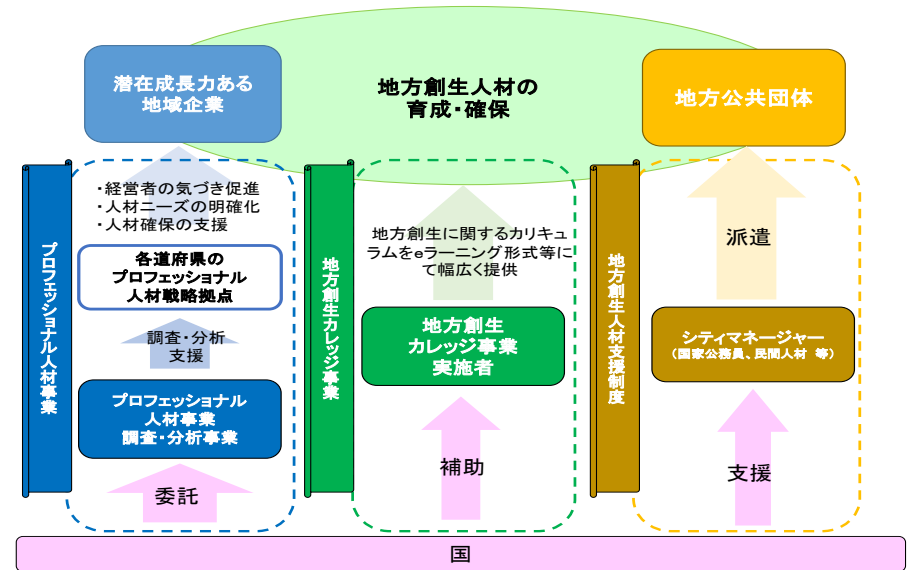
②地方創生カレッジ事業

地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラムをeラーニング形式等で幅広く提供し、地域における地方創生人材の育成を支援します。

③地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣し、地域を支援します。

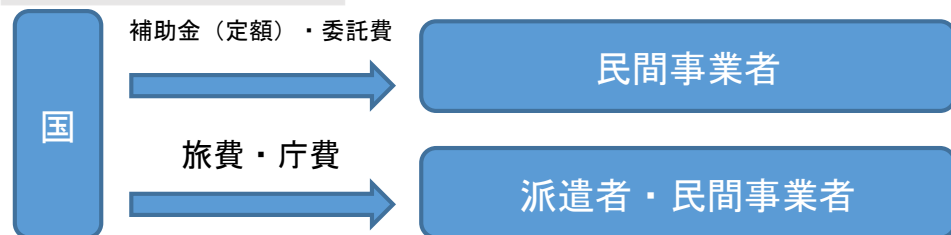
事業イメージ・具体例



期待される効果

- ①プロフェッショナル人材の地方還流の拡大と地域企業の生産性向上・経営改善等により、地域経済の活性化を図ります。
- ②地方創生カレッジ事業により、地方創生に必要な高度な専門性を有した人材の確保・育成を支援することで、各地域の総合戦略等を実行する事業主体の形成や、人材の確保が円滑かつ効果的に実施できることが期待できます。
- ③地方創生人材支援制度の周知等により、地方創生を担うリーダーの人材確保・普及を図ります。

資金の流れ



地方版総合戦略推進事業（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 **1.7億円**
（30年度予算額 1.4億円）

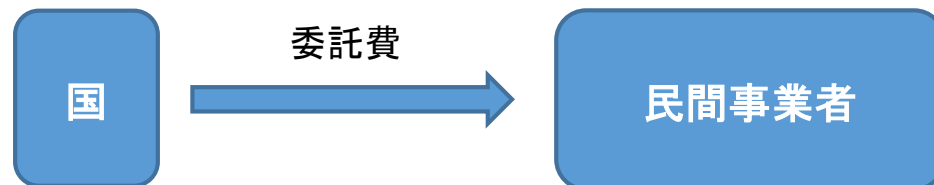
事業概要・目的

- 地方公共団体において、地方創生に係る効果的な取組を促進するため、以下の事業を実施します。
- ・ サテライトオフィスを活用した地方公共団体向けの相談対応
- ・ 地方創生推進交付金のオンライン申請システムの運用
- ・ 外部有識者を交えた効果検証を通じた課題及び参考事例の抽出、横展開 等

事業イメージ・具体例

- サテライト事業
 - ・ 地方に国のサテライトオフィスを設置し、国の職員自ら地方公共団体に出向き、意見交換・相談対応等を行います。
- オンライン申請システムの運用
 - ・ 地方創生推進交付金等について、内閣府と地方公共団体の申請等をオンラインで実施するシステムを運用します。
- 外部有識者を交えた効果検証事業
 - ・ 地方創生推進交付金等の採択事業について、KPIの実績等の分析や、代表的な事例を抽出の上での関係者ヒアリング等を行い、効果検証・課題分析を行います。
 - ・ また、その結果を踏まえて、事業改善や新規事業立案に資するノウハウを整理・周知します。

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が抱えている課題が解決されることで、自主的・主体的で先導的な取組が全国で具現化し、地方創生を加速化します。
- 外部有識者による効果検証・課題分析を通じ、地方創生に取り組む意欲的な地方公共団体において、適切な効果検証手法やPDCAサイクルが普及するとともに、優良事例の横展開が推進されることが期待されます。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）普及促進事業（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 0.8億円
(30年度予算額 0.5億円)

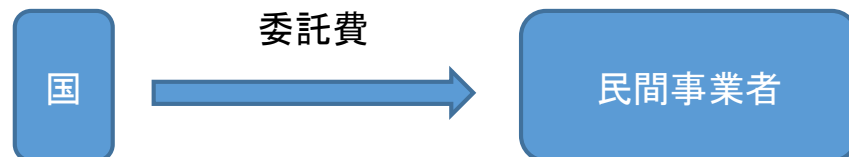
事業概要・目的

- 平成28年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、国が地域再生法に基づき認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、民間企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられる制度です。
- 本制度は、地方創生の取組に対し民間企業の資金を寄附という形で呼び込み、地方公共団体が政策面で工夫を凝らすことを促すものです。平成31年度に4年目を迎える本制度の一層の活用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等に係る広報をさらに強化します。

事業イメージ・具体例

- リーフレット・ポスターの作成及び配布
平成31年度からの運用改善を踏まえたリーフレット・ポスターを作成し、地方公共団体や民間企業等に配布することにより、制度内容の認知度の向上を図ります。
- 新聞・雑誌等による活用事例の紹介
新聞やビジネス雑誌等に本制度の活用事例を掲載することにより、制度の活用に向けた民間企業の関心を高めます。
- 表彰式の開催
他の模範となる取組を行った地方公共団体の首長や職員、民間企業を地方創生担当大臣が表彰するとともに、受賞者等によるパネルディスカッション等を実施することにより、民間企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成を図ります。

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体においては、新たに地方創生に効果の高い事業の企画・立案を行い、民間企業においては、本制度を活用した寄附を促進することにより、地方創生事業の進展を図り、もって地方創生の深化に繋げるものです。

地域再生支援利子補給金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 **2.5億円**
（30年度予算額 2.4億円）

事業概要・目的

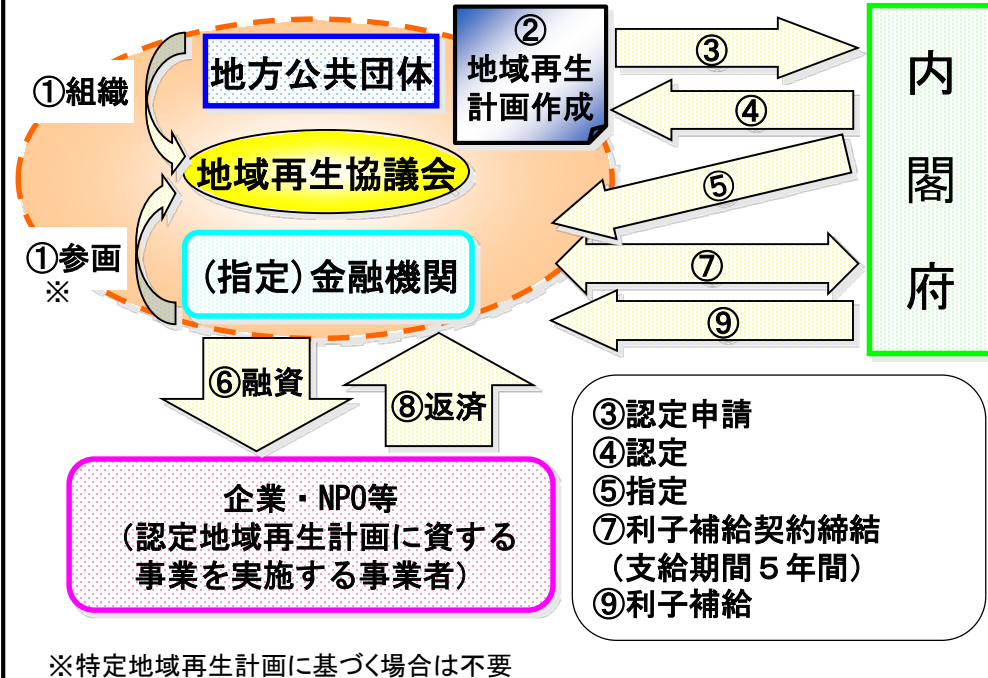
○目的：地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を行うものです。

○概要：認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間です。

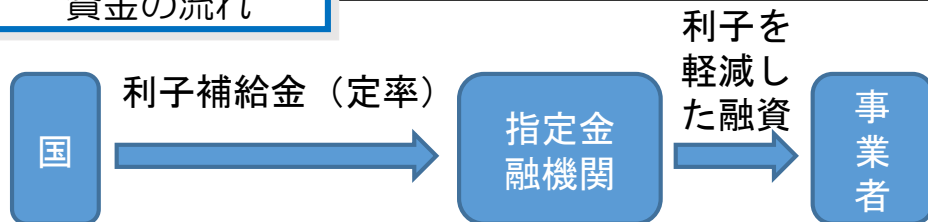
また、具体の実施事業を計画に記載する特定地域再生計画に基づく場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を行います。

事業イメージ・具体例

○地域再生支援利子補給金のイメージ



資金の流れ



期待される効果

- 投資誘発、地域経済の活性化、雇用の創出が期待されます。
- 平成31年度において、利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資額は、173億円を予定しています。

5. 地方創生に係る検証・調査事業等

国及び地方における次期総合戦略策定に係る調査・分析事業（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

31年度予算概算決定額 **0.7億円**
（30年度予算額 0.3億円）

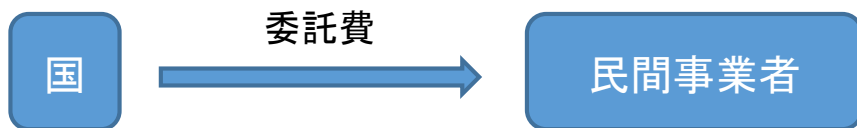
事業概要・目的

- 国においては、毎年、国と地方の「人口ビジョン」や「総合戦略」の策定・見直しに必要となる調査研究・分析等を行って、国における各種検討に活かすとともに、地方公共団体に必要なデータの提供等を行っています。
- 平成31年度は国の「総合戦略」の最終年度であり、次期5カ年の「総合戦略」等の検討を行う必要があります。
- また、平成31年度は「地方版総合戦略」の最終年度でもあり、その進捗を踏まえて国の次期「総合戦略」に反映するとともに、各地方公共団体が次期「地方版総合戦略」を円滑に策定するために必要な支援を行う必要があります。
- このため、EBPM（Evidence Based Policy Making）の観点から次期総合戦略の検討・策定に資する、調査研究・分析等を行います。

事業イメージ・具体例

- これまでの国及び地方における地方創生の取組を踏まえた上で、以下のような調査・分析等を行います。
 - ・国の次期「総合戦略」の基本的な考え方や適切なKPIの設定に必要な調査・分析
 - ・中枢中核都市の機能強化等による東京一極集中是正に向けた調査・研究
 - ・「地方版総合戦略」の進捗状況等についての調査・分析
 - ・地方公共団体による次期「地方版総合戦略」を支援する地域将来人口の推計システムの検討・作成
- 結果は、国の「総合戦略」の評価・見直し等に活用するとともに、好事例の横展開や参考分析等として、地方公共団体に提供し、地方の取組を支援します。

資金の流れ



期待される効果

- 現在の地方創生の取組を評価・改善し、国及び地方公共団体における次期総合戦略策定につなげます。

近未来技術の実装推進事業（内閣府地方創生推進事務局）

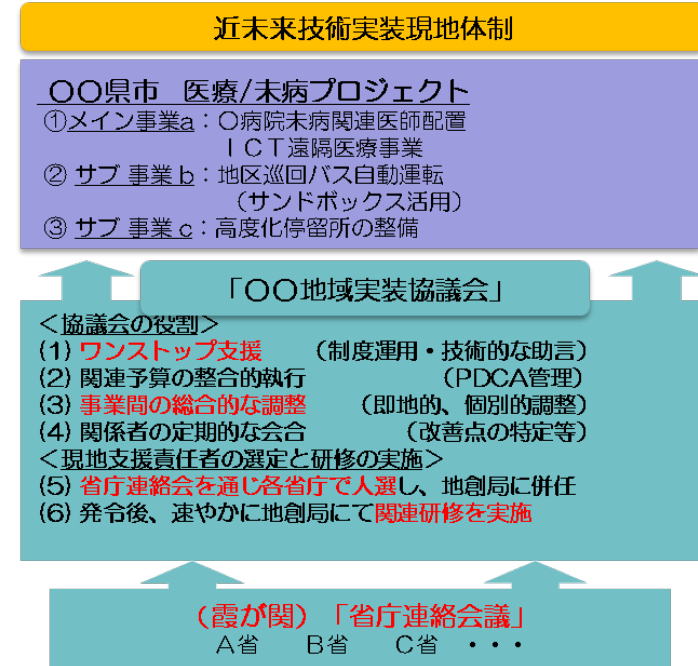
31年度予算概算決定額 **0.3億円**
（30年度当初予算額 0.2億円）

事業概要・目的

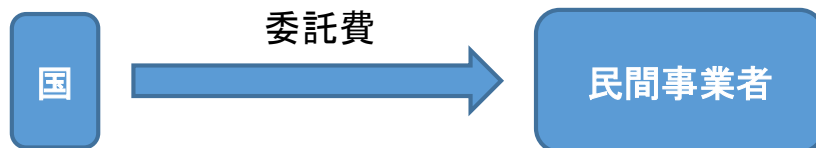
- 現在、ドローンや自動運転等の近未来技術について、国家戦略特区等も活用し、実現に向けた実証実験が進められていますが、今後、地方創生の観点からも、近未来技術を活用し、地方における生産性の向上や公共交通の維持など、様々な取組が進められることが期待されます。
- 近未来技術の社会実装による新しい地方創生を目指し、自主的・主体的で先導的な施策について、地方公共団体から提案を募集し、優れた取組について事例集としてとりまとめ、地方公共団体へ周知することで、全国への横展開を図ります。
- 選定事業毎に、実装に向けた国の支援事業間の総合調整等を行う現地支援責任者を明確にし、現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援を実施します。

事業イメージ・具体例

- 近未来技術を活用する取組の選定支援
- 事例集の作成・横展開の推進
- 関係府省庁による総合的な支援の推進



資金の流れ



期待される効果

- 地方創生における新たな展開として期待される近未来技術の活用について、地方公共団体の取組の全国展開の推進、選定された取組の関係府省庁による総合的な支援の推進が図られます。

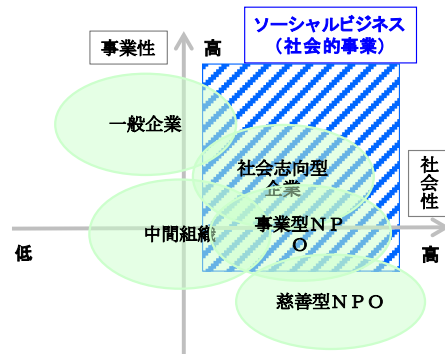
社会性認定制度に係る調査・分析事業（内閣府地方創生推進室）

31年度予算概算決定額 **0.3億円**
（30年度予算額 0.3億円）

事業概要・目的

○社会的課題先進国の我が国では、事業性と社会性を両立させつつ、民の力で課題解決を図る社会的事業（※）の育成は、成長力の重要な源泉であり、中でも独力で社会的投資を呼び込める社会的事業実施主体（ソーシャルベンチャー）の育成は急務です。

※例：「障害のない社会」を目指し、発達障害の子供に対する教育・就労支援を収益性を兼ねそえたビジネスモデルで実施する事業。



○より事業の社会性が高い傾向にある地方において、社会的事業が認知され、ヒト・モノ・カネを呼び込めるようになることは、地方創生において重要です。

事業イメージ・具体例

○平成30年度「社会性認定実証に関する調査事業」を通じて得られた知見を踏まえ、望ましい認証制度のあり方について、より多角的な観点から調査・分析、及び有識者による検討等を行います。

【検討事項（例）】

- ・医療分野や社会福祉分野などの各種社会的課題に対し、社会的事業がもたらす「社会的インパクト」の定量的な測定の手法・モデルについて
- ・社会性の認定を受けたソーシャルベンチャーに対するインセンティブ措置等の必要性・有用性について
- ・社会性の認定を受けたソーシャルベンチャーに投資を行う投資家に対するインセンティブ措置等の必要性・有用性について 等

資金の流れ



期待される効果

○ソーシャルベンチャーが認知を獲得し、成長できる環境を整備することで、我が国における社会的投資水準の向上と、それを通じた地方への投資の促進が期待できます。

子供の農山漁村交流推進事業（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

31年度予算概算決定額 0.3億円
（30年度予算額 0.2億円）

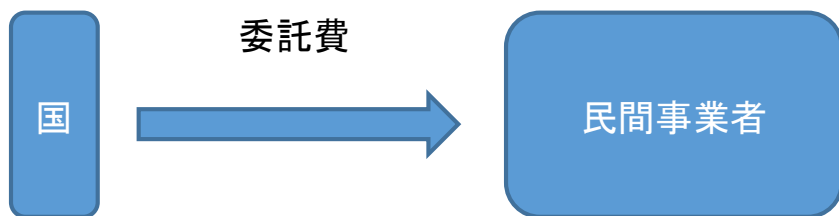
事業概要・目的

- 農山漁村体験は、子供の生きる力の醸成や将来の地方へのU I Jターンの基礎の形成に資することから、平成30年12月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」において、「子供の農山漁村交流の取組を一層体系的に推進する」とされています。
- このため、子供の農山漁村体験にかかる目標の設定、取組への支援の拡充等と並んで、取組のサポート体制の構築として、新たに農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入れ側の情報等を盛り込んだコーディネートシステムを構築します。また、農山漁村体験を行った児童・生徒の作文等コンテストを実施します。

事業イメージ・具体例

- 新たに農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入れ側の情報、サポート可能なボランティア等の情報を容易に得られるようにすることが、取組推進に必要であることから、これらの情報を盛り込めるインターネット上のコーディネートシステムを構築します。
- また、教職員の負担軽減の観点から、教育委員会、大学などを含む関係機関の協力を得てサポート人材等に係るデータの収集を図るとともに、新たなコーディネートシステムの活用促進を図ります。
- さらに、取組の教育効果の周知を図られるよう、農山漁村体験を行った児童・生徒の作文等コンテストを実施します。

資金の流れ



期待される効果

- 新たに子供農山漁村体験に取り組もうとする学校等が容易に情報を入手しやすくなることで、体験活動が推進されます。また、学校側の情報入手に係る手間が軽減され、学校の負担の軽減にもつながります。
- さらに、コンテストを通じて、取組やその教育効果を周知することで、関係者の理解を得て、さらなる取組の推進を図ります。

地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

31年度予算概算決定額 0.2億円

(30年度予算額 0.1億円)

事業概要・目的

○東京圏の大学の地方におけるサテライトキャンパスの設置は、恵まれた環境での学生教育の充実、学生の地方定着の促進、新たな地域の拠点の確立、地域における新たな産業の創出など、地方創生にとって大きな効果が期待されます。

○このため、平成30年度において実施しているサテライトキャンパスを推進するための調査研究の内容を踏まえて、地方サテライトキャンパス設置に向けた取組支援の仕組みの構築を目指します。

(サテライトキャンパスの例)昭和大学 富士吉田キャンパス



- ・全学部の1年次を山梨県富士吉田市で学ぶ
- ・富士山麓の恵まれた自然の中で感性を育むとともに、全寮制教育と学部連携教育との相乗効果により、チーム医療の基礎を身に付けることを目指す

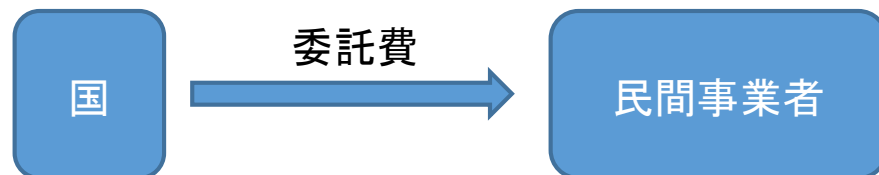
事業イメージ・具体例

○サテライトキャンパスの設置に向けた地方公共団体と大学との連携の促進のために、地方公共団体が求めている分野や可能な支援内容、大学側の構想等、双方のニーズ・情報を集約し、両者が共有できるシステムを構築します。

○上記のシステムを活用して地方公共団体が大学の誘致等を行う場合に、連携の可能性のある大学等を紹介するとともに、誘致に向けてあらかじめ検討すべき支援内容など、事前相談の機能をあわせて構築します。

○さらに、地方公共団体と大学の連携を進めるために有用な関連情報を収集し、双方に提供します。

資金の流れ



期待される効果

○学生の地方定着の促進、新たな地域の拠点の確立、地域における新たな産業の創出、学生にとって有益な教育の推進などに効果が期待されるサテライトキャンパスの設置を促進するための仕組みづくりにつなげます。

中心市街地活性化推進事業（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 0.05億円
（30年度予算額 0.08億円）

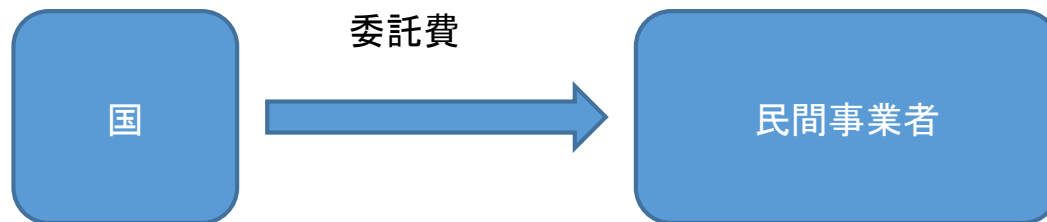
事業概要・目的

- 平成18年度に「中心市街地の活性化に関する法律」が施行されて以降、全国144自治体において基本計画が認定され活性化に取り組んできたところ。平成26年の法改正等により新たな支援措置の拡充等を行ってきました。
- 平成30年3月には基本方針の一部変更が閣議決定され、定期フォローアップを踏まえた計画の見直しなど、PDCAサイクルの更なる強化を図ることとされました。また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）において、中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議等を通じ関係府省庁の連携を強化することとされています。
- 平成31年度は、中心市街地活性化基本計画の効果的なフォローアップ体制の構築に向けたマニュアルの整備を行います。

事業イメージ・具体例

- 中心市街地活性化基本計画のフォローアップにおける効果分析・評価手法について、区々となっている自治体の取組実態を検証し、EBPMの観点から、都市間の相対的な比較分析が可能となるような視点も含めて、KPIの設定や事業効果との関連性評価等に関する課題の整理、改善方策の検討を行い、効果的なフォローアップや計画の見直し等が適切に行われるよう、自治体向けのフォローアップマニュアルを整備します。

資金の流れ



期待される効果

- 自治体における中心市街地活性化基本計画のフォローアップ体制の強化等を行うことにより、計画の実効性の向上に寄与します。
- 効果的な中心市街地活性化施策の推進により、まちの賑わいを再生し、経済活力の向上等に寄与します。

地方創生に向けた自治体SDGs推進事業／「環境未来都市」構想推進事業（内閣府地方創生推進室）

31年度予算概算決定額 **5.4億円**
(30年度予算額 5.3億円)

事業概要・目的

- 自治体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、その取組を推進することが重要です。
- このため、自治体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を選定するとともに、特に先導的な取組については、モデル事業として選定し、資金的に支援をします。
- そうした成功事例の調査や普及展開等を行うことで、SDGsの取組を国内へ広く浸透させ、地方創生の深化につなげます。
- 平成30年12月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」において、「地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の主流化を図り、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映する。」とされています。
- また、環境未来都市・環境モデル都市の取組支援と普及促進活動により「環境未来都市」構想を推進します。

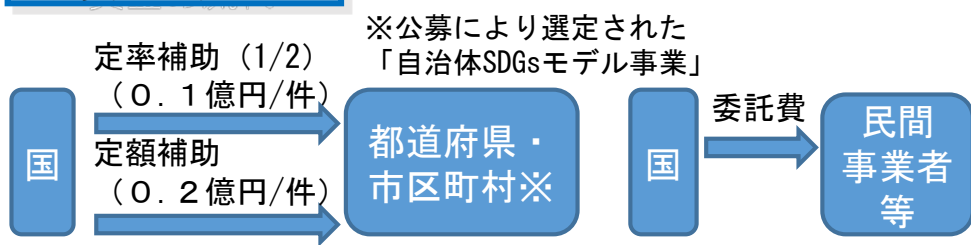
事業イメージ・具体例

- SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組を支援します。
- 加えて、地方創生に資する自治体によるSDGsの達成に向けた取組を、フォーラムの開催や取組事例の調査等を通じて普及展開を図り、広く国内外に浸透させるとともに、地域別説明会などSDGsに取組む自治体に対しても支援するほか、官民連携の取組を強化します。
- また、環境未来都市・環境モデル都市の取組支援と普及促進活動により「環境未来都市」構想を推進します。

期待される効果

- 自治体によるSDGsの達成に向けたモデル的な先進事例の創出と普及展開活動を通じ、SDGsを自治体業務に広く浸透させるとともに、「環境未来都市」構想の推進を通じ、地方創生の深化につなげます。

資金の流れ



産業遺産の世界遺産登録推進事業（内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室）

31年度予算概算決定額 **2.0億円**
（30年度予算額 2.2億円）

事業概要・目的

- 平成27年7月にユネスコ世界遺産委員会第39回において「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産登録された際、構成資産の管理保全やインタープリテーション戦略策定等、多岐にわたる勧告が決議されました。
- 平成30年6月の世界遺産委員会第42回においても、上記勧告の完全な履行を求められ、平成31年12月1日までに履行状況について報告書を提出することが要請されました。
- このため、国内外の有識者等からの指導・助言等を得ながら調査研究を実施することで、世界遺産委員会からの勧告に対応し、構成資産の管理保全やインタープリテーション戦略が適切に行われることを目的とします。

※経緯

- ・「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱いについて」（平成24年5月25日閣議決定）
- ・「明治日本産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産への推薦について（平成26年1月17日閣議了解）
- ・第39回世界遺産委員会における世界遺産登録（平成27年7月）

資金の流れ

国

謝金・旅費等

民間事業者等

事業イメージ・具体例

- 世界遺産委員会からの勧告への対応に係る調査研究
 - ・構成資産の適切な管理保全措置に係る調査研究
 - ・来訪者による構成資産への影響及び対応策に係る調査研究
 - ・世界遺産価値の理解増進のための効果的なインタープリテーションの内容に係る調査研究 等
- 有識者からの指導・助言
 - ・世界遺産委員会からの勧告への対応等に関する助言を得るための有識者会議の開催
 - ・適切な管理保全手法、効果的な普及・啓発手法等に係る指導のための海外専門家の招聘 等
- 国内専門家等の派遣
 - ・正しい遺産価値について国際的な理解を得るための国内専門家等の国内外派遣

期待される効果

- 世界遺産としての管理保全が適切に実施されるとともに、世界遺産委員会からの勧告への対応を的確に果たすことができます。
- 世界遺産・産業遺産としての価値を国内外に正しく発信することが可能となります。

都市再生の見える化「i-都市再生」の推進事業（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 0.4億円
（30年度予算額 0.4億円）

施策概要・目的

○都市再生本部（本部長：内閣総理大臣）では、都市の諸機能は国力の源泉であるとの認識の下、都市再生緊急整備地域を政令指定し、都市計画特例を適用すること等により、年間1兆円規模の民間投資を実現し、大きな成果を上げてきました。

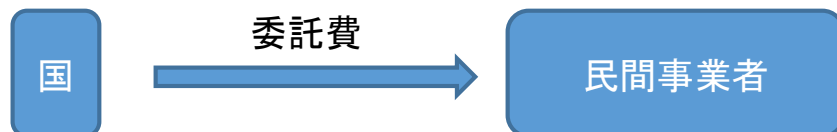
○しかしながらアベノミクスを更に推し進め、より強力なわが国の経済の基盤を形成するためには、大都市や中枢・中核都市等への、一層、質が高く集中的な投資が不可欠です。

○そのためには、可能な限り早期の段階から、各地の産官学金の関係者が情報を共有し、民間からの提案を幅広く集める等、魅力的な都市再生方針やプロジェクト案件の形成、リスクマネーを含めた民間資金を呼び込むための投資家への分かり易い説明等が必要です。

○未来投資戦略2018及び骨太方針2018には、これらの観点から、投資を促進するための情報支援ツールとして「i-都市再生」が位置付けられており、政府方針であるFinTechの推進「Society5.0」の実現にも資する取り組みとします。

○そして、本施策が普及し、持続的に活用・発展していくために全国展開と人材育成にも取り組んでいきます。

資金の流れ



施策イメージ・具体例

○現在、年間約1兆円の民間投資（実績）、地価1.52倍・人口1.44倍の伸び（指定地域内）

○民間提案や工夫を引き出し、リスクマネーを更に呼び込むため、効果の見える化を推進及び広く情報を発信

- ①WEB情報基盤の活用（「i-都市再生」ビジョン共有・EBPMの支援）
- ②IoT、ビッグデータ等に係る情報収集、データ比較分析等
- ③全国の自治体や大学、高校等とのワークショップによる本ツールの普及および人材育成

ワークショップ等による全国展開

i-都市再生



普及



都市収支分析・EBPM



WEB上でのまちの再現（VR）

- ・民間投資の質・量の向上
- ・社会的合意形成、投資環境イノベーションの実現

期待される効果

○都市再生の緊急性や将来像を「見える化」することで、関係者間の合意形成を容易化し、民間投資を効果的に呼び込み、都市再生の実現に向けた取組を着実に推進することが可能となります。

○中枢・中核都市等の都市開発の集中的な促進、国際競争力の強化及び東京一極集中是正等の実現が図られます。

地方創生に係る調査・推進等

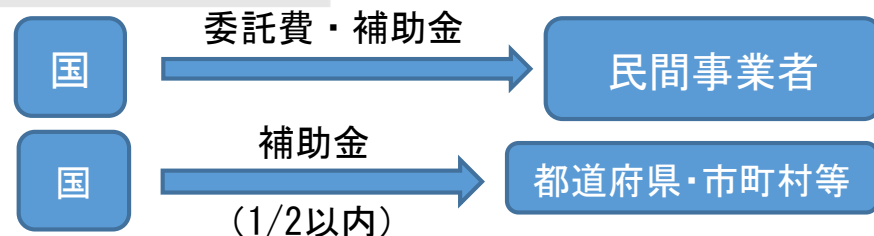
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室)

30年度2次補正予算額 10.1億円

事業概要・目的

- 国家戦略特区制度の下、AI及びビッグデータの活用により第四次産業革命を体現する最先端都市を先行実施する「スーパーシティ」構想が10月23日の国家戦略特区諮問会議（議長：安倍総理。関係閣僚と有識者議員で構成。）で初めて提案され、検討することが決定されたところであり、同構想の実現に向けた検討をはじめ、地方創生まちづくりのための取組みを推進します。
- また、少子高齢化や人口減少という構造変化が進む中、地方での人手不足は一層厳しさを増しています。「人手不足が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速する」という負のスパイラルに陥ることを断ち切る対策が急務であり、地域における定住や地方への移住を促進する実効性ある施策、新たな担い手が地方で最大限能力を発揮し、その定着を促進するための施策につなげるために必要な調査等を実施し、地域経済の活性化を図ります。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 地方創生まちづくりに向け、①海外の事例調査を実施し、「スーパーシティ」構想の実現に向けた国内のフィージビリティスタディ、プラットフォームの仕様検討、実証実験の企画等を実施するほか、②地域経済システム（RESAS）の改修等、③都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」の整備、④地方公共団体等によるリニア中央新幹線中間駅周辺等の再開発構想等に係る調査に対する補助等を行います。
- また、地方への移住・定住の阻害要因や、新たな担い手が地方で最大限能力を発揮し、その定着を促進するための方策について、個人・企業等へのヒアリングや先進的な地域づくり等の事例収集、共生社会を実現している先導的な自治体等へのヒアリングなどを通じて幅広い観点から調査・分析を行います。さらに、当該調査・分析にあわせて、地方創生カレッジにおいても、移住・定住等の促進による地域経済活性化に向けたeラーニング講座の追加開発・周知等を行うほか、全国各地でのワークショップやフォーラムの開催を通じて、移住・定住等地方創生の機運を醸成し、国民運動として浸透させます。

期待される効果

- 本調査・分析等を踏まえ、世界最先端をいくまちづくりの早期実現等につなげるとともに、地域における定住・移住の促進等を通じた地域経済活性化につなげます。

6. 「スーパーシティ」構想について

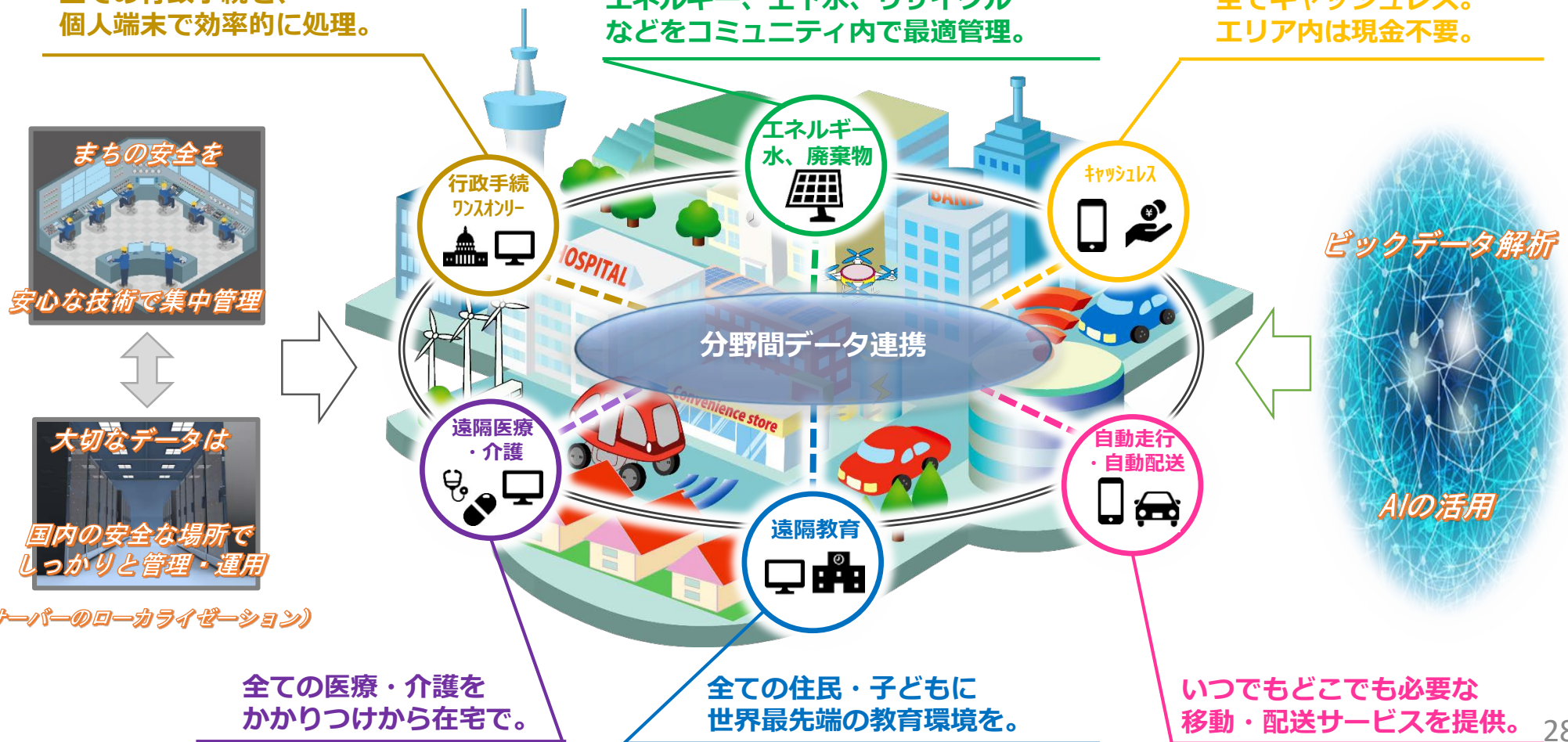
「スーパーシティ」構想について ①未来像・実装技術

- 世界の動きを踏まえ、10月23日の国家戦略特区諮問会議において、**安倍総理より**、第四次産業革命を体現する世界最先端都市を、先行実施する**「スーパーシティ」構想について、基本的なコンセプトを取りまとめるよう指示**。
- 11月26日には、「「スーパーシティ」構想の実現に向けた**有識者懇談会**」（座長：**竹中平蔵教授**）が**中間とりまとめ**を実施。
- 「スーパーシティ」では、行政手続のワンズオンリー、キャッシュレス、自動走行・自動配送、遠隔医療・介護や遠隔教育などの取組を、**分野横断的なAIやビックデータの仕組みを活用することによって、都市に実装することを目指す**。

全ての行政手続を、
個人端末で効率的に処理。

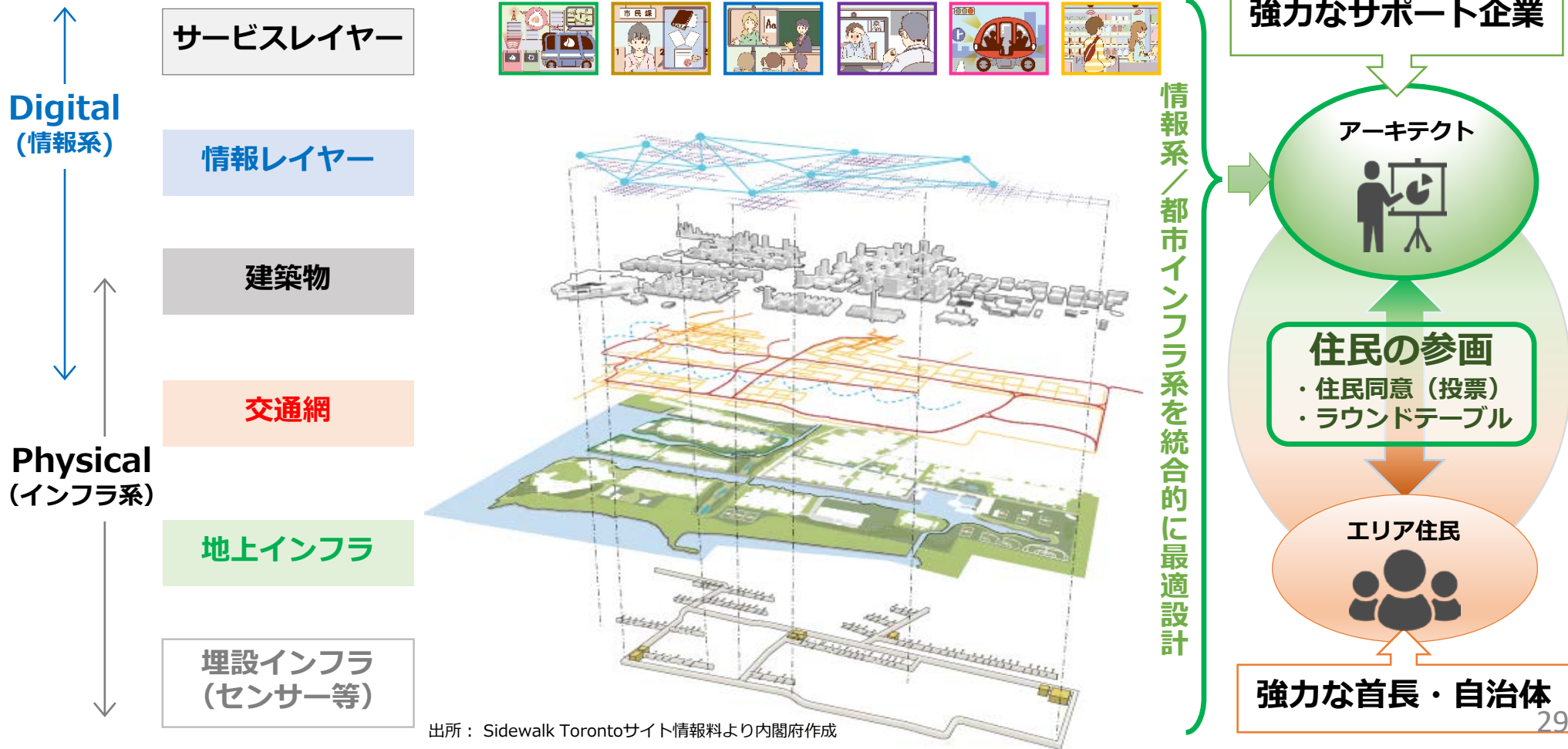
エネルギー、上下水、リサイクル
などをコミュニティ内で最適管理。

全てキャッシュレス。
エリア内は現金不要。



「スーパーシティ」構想について ②支える仕組み

- 物理的な都市インフラから、サービスを伴う情報インフラまで、統合的かつ最適な形で、都市に実装することが課題。その実現には、強力なサポート企業と、強力な首長・自治体によるサポートを得ること、更には、**住民合意など積極的な住民参画**とそれを前提とした極力柔軟なルール作りを認める制度整備が成功の鍵。
- このため、**実現すべき制度整備の詳細を、極力早期に固める**とともに、**Society5.0をはじめとする関係府省の取組と連携しつつ、実装すべきインフラ整備の内容の詳細を固め**、来年夏以降、エリアの選定・公募に向けて動き出す。



AI及びビッグデータを活用し、社会の在り方を根本から変えるような都市設計の動きが国際的に急速に進展している。第四次産業革命を先行的に体現し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市となる「スーパーシティ」の構想を実現するため、内閣府特命担当大臣(地方創生)の下、「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会を開催し、「スーパーシティ」構想の考え方をとりまとめた。

1. 何を指すか

- 世界最先端の技術を実証するだけでなく、第四次産業革命後に、国民が住みたいと思う、より良い未来の社会、生活を包括的に先行実現するショーケース

2. 「スーパーシティ」の基本構成要素

(1) 未来像

- 以下の領域にまたがる社会の未来像を先行実現。
 - ・移動：自動走行、データ活用による交通量管理・駐車管理 など
 - ・物流：自動配送、ドローン配達 など
 - ・支払い：キャッシュレス など
 - ・行政：ワンスオンリー など
 - ・医療・介護：AIホスピタル、データ活用、オンライン(遠隔)診療・医薬品配達 など
 - ・教育：AI活用、遠隔教育 など
 - ・エネルギー・水：データ活用によるスマートシステム など
 - ・環境・ゴミ：データ活用によるスマートシステム など
 - ・防災：緊急時の自立エネルギー供給、防災システム など
 - ・防犯・安全：ロボット監視 など
- 少なくとも以上の5領域以上で、実証事業レベルではなく、2030年頃の実現される未来像(域内は自動走行のみ、域内は現金取り扱いなし、など)を域内限定で完全実施。

- 領域を超えた横断的データ連携基盤の構築。
- データの適正な管理・セキュリティ、サイバーテロ対策の確保（データローカライゼーション等の検討も含む）。
- データ連携のため、必要な通信基盤・センサー・デバイスなどを埋め込んだインフラ整備。

(2) 住民の参画

- 住民が自ら未来像の実現に合意し参画することが前提。住民／地権者の一定以上（以下の制度例などを参考に設定）の合意を要件とする。

(注) 参考とする制度例はさらに要精査

- ・市街地再開発：所有者および借地権者のそれぞれ3分の2以上
- ・区分所有権建替：区分所有者の5分の4以上
- ・建築協定：所有者等の全員 など
- 合意対象として想定される事項例
 - ・域内は自動走行車しか走れない。
 - ・域内は現金を取り扱わない。
 - ・自宅内のセンサーで健康データを医療機関等に提供する。
 - ・自宅外壁に自動走行・防犯などのためのセンサーを設置する。
 - ・取得されたデータの利用（例：購入履歴・健康データなどを域内関係事業者で共有し必要なリコmendなどを行う、防犯・エネルギー最適供給などのためにセンサー情報を活用する）。
- 住民が自ら参画して合意形成を図る仕組みづくり、それでもすべての合意が得られない場合の対応、域外からの訪問者への対応の検討。

(3) 強い首長

- 住民の合意形成を促進・実現できる、ビジョンとリーダーシップを備えた首長。
それを支える組織(後述4)。

(4) 技術を実装できる企業

- 世界最先端の技術を実装できる、中核となる企業。

3. エリアの選定

- ごく少数のエリアを、透明なプロセスで選定。
- 以下の2タイプを想定。
 - 1) 新規開発(グリーンフィールド)型: 都市の一部区域や工場跡地などで、新たな都市開発を行い、新たな住民を集める
 - 2) 既存都市(ブラウンフィールド)型: すでにあるまちで住民合意を形成しつつ、必要な再開発・インフラ整備を行う
- ・なお、いずれのタイプも、行政区域(市区など)と一致する場合も、その中の一部区域(ディストリクト)となる場合もありうる。

4. 域内の開発と運営

- 国・自治体・民間で構成する機関(従来の特区の区域会議をさらに充実・強化した、いわばミニ独立政府)が、域内の開発と運営の主体となる。
 - 開発計画／運営計画の策定・改訂: ミニ独立政府で計画案を作成し、住民・地権者の合意確認を経て確定(まだ住民不在のときは地権者のみ)。
 - ミニ独立政府の責任者として、社会設計を担うアーキテクトを置き、権限を付与。
- (注)参考になる海外事例をさらに要精査

5. 国の役割

- 域内の規制設定の権限は原則としてミニ独立政府と住民に委ねる。
 - ・社会の未来像に関わる幅広い法律につき、一部規定は条例／住民合意により特例を設けられることとする。
 - ・上記法律の政省令などは包括的に、条例／住民合意により特例を設けられることにする。
(注)建築基準法、景観法などの条例による規制特例の規定例を参考に、さらに要検討。
- 必要なインフラ整備は国主導で迅速に行う。これに向け、当面、先行的な調査等のための予算を確保する。
- あわせて、官民連携のファイナンス手法も検討する。

6. 今後のスケジュール

現時点で想定される概ねのスケジュール：

2018年11月中	懇談会中間報告(構想の骨格)
12月	海外調査 制度の詳細検討
2019年1月	懇談会最終報告
春	制度整備
夏以降	エリア公募、選定 各エリアでの開発計画策定、インフラ等の整備、運営

各国における取組事例

オランダ王国・アムステルダム市

生活・仕事・交通・公共施設・オープンデータについてスマートグリッド等の技術を活用

フィンランド共和国・ヘルシンキ市

ベンチャー企業が開発したMaaSアプリを使い、シームレスなモビリティシステムを提供

エストニア共和国

「Data Once Policy」を目標に、ほとんどの行政分野で電子化を推進

中国・杭州市

道路交通情報をAIで分析し、交通取締、渋滞緩和を実現

カナダ・トロント郊外

ヒト・モノの動きをセンサーで把握、ビッグデータで街をコントロール

アラブ首長国連邦・ドバイ

都市全体をICTインフラで整備、官民間問わずあらゆる情報をインターネット上で利用

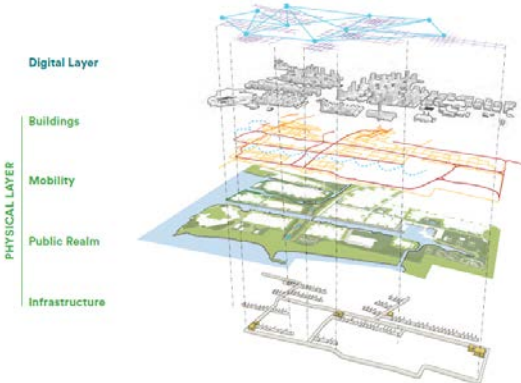
シンガポール共和国

国家センサーネットワーク設置・デジタル決済の普及・国家デジタル身分証システム構築・政府データのオープン化

各国における取組事例①

地 域	中国・杭州市								
実施主体／名称	杭州市、アリババクラウド（アリババ社系列）／ET・シティ・ブレイン（ET City Brain）								
時 期	2016年9月導入								
取組内容	道路ライブカメラの映像をA Iで分析、下記の取組に活用 <table><thead><tr><th>【項 目】</th><th>【取組による効果】</th></tr></thead><tbody><tr><td>車両異常を認めた場合 警察に自動通報</td><td>・ A I 経路で警察に寄せられる交通違反や事故情報は多い日で500件</td></tr><tr><td>交通状況に応じて 信号機の点滅を 自動で切替え</td><td>・ 救急車の到着時間が半減 ・ 一部の地域では、自動車の走行速度が15%上昇</td></tr><tr><td>蓄積データを元に渋滞要因を分析、新たに信号機や右折・左折レーンを設置</td><td>・ 一部区間では通過時間が15%短縮</td></tr></tbody></table> ※道路ライブカメラの映像は、昼夜問わず高感度での撮影が可能。  交通管制センター リアルタイムモニタリング  交通状況 自動判別の様子	【項 目】	【取組による効果】	車両異常を認めた場合 警察に自動通報	・ A I 経路で警察に寄せられる交通違反や事故情報は多い日で500件	交通状況に応じて 信号機の点滅を 自動で切替え	・ 救急車の到着時間が半減 ・ 一部の地域では、自動車の走行速度が15%上昇	蓄積データを元に渋滞要因を分析、新たに信号機や右折・左折レーンを設置	・ 一部区間では通過時間が15%短縮
【項 目】	【取組による効果】								
車両異常を認めた場合 警察に自動通報	・ A I 経路で警察に寄せられる交通違反や事故情報は多い日で500件								
交通状況に応じて 信号機の点滅を 自動で切替え	・ 救急車の到着時間が半減 ・ 一部の地域では、自動車の走行速度が15%上昇								
蓄積データを元に渋滞要因を分析、新たに信号機や右折・左折レーンを設置	・ 一部区間では通過時間が15%短縮								
今後の展開	・ カバーエリアを段階的に拡大（2018年9月） ・ 他の地域（マレーシアなど）にも本システムを導入 ・ 起業者・起業支援者（アクセラレーター、ベンチャーキャピタル等）の誘致環境を整備（ベンチャー企業によるスマホアプリも必要としない顔認証無人コンビニが出店等）								

各国における取組事例②

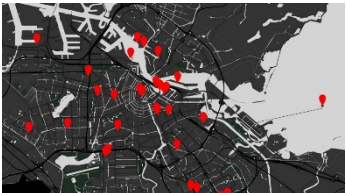
地 域	カナダ・トロント市郊外
実施主体／名称	サイドウォーク・ラボ (Google社系列) 、ウォーターフロント・トロント (国、州、市により設立された会社) ／サイドウォーク・トロント (Sidewalk Toronto)
時 期	2017年10月計画発表
取組内容	ありとあらゆる場所、ヒト・モノの動きを<u>センサーで把握</u>し、<u>ビッグデータを活用</u>した街づくり 【モビリティに関する構想】 ・信号が絶えず人、自転車、車の動きを追跡 ・公共の自動運転車、用途に応じて変化する道路 ↓ データに基づき<u>リアルタイムに交通を最適化</u>し、人にも車にも<u>最適な移動時間</u>を提供   【物流・インフラに関する構想】 ・共同溝の物流網化 ・<u>公益サービス用の地下道ネットワーク</u> ↓ 地下を掘り返す手間を省き、埋設物が<u>新たに追加されても、柔軟にアップデート</u>  【建物に関する構想】 モジュール化されたパーツを組合せ、車を組立てるように建築 ↓ 用途を事前に規制せず、<u>短期間で安価な建物</u>が、住宅やオフィス等<u>オンデマンドに利用可能</u> 
今後の展開	・個人情報の利用について住民ラウンドテーブル等において論点となっており、目的はQOLの向上等の公共の利益のためであり営利目的でないとしているが、保有者や保管場所等の詳細については未発表 ・住民や関係者との意見交換会を開催しながら、2018年中のマスタープランとりまとめを予定

各国における取組事例③

地 域	アラブ首長国連邦・ドバイ
実施主体／名称	ドバイ政府／ドバイ・スマート・シティ・イニシアチブ（Dubai Smart City initiative）
時 期	2014年3月開始
取組内容	「世界一のスマートシティ」を目指すため、<u>都市全体をICTインフラで整備し、官民間問わずあらゆる情報をインターネット上で利用できる「スマートシティ化」</u>による都市の活性化を急速に推進 『電子政府の推進』 ・スマートフォンなどの<u>モバイル端末から24時間365日、休日や夜中</u>でも行政サービスが利用可能。 ・『ePayment』『eSuggest』『eComplain』『AskDubai』『mPay』などが既に導入されており、2021年までに公共サービスの<u>完全なペーパーレス化の実現が目標</u> 『ブロックチェーンの導入』 品物や各種代金、学費などを <u>仮想通貨</u>で支払い可能 『先端技術の活用』 ドバイ警察が空飛ぶバイク や<u>警察ロボ隊</u>を導入  ▲画像認証技術を搭載した警察ロボ  ▲運用中の空飛ぶタクシーも将来的に無人化へ  ▲遠隔医療は2017年に実現
運用上の工夫	年間を通じて多数の展示会・イベントが開催、 <u>多くのテクノロジースタートアップが自社の商品を売り込み、ドバイ政府と連携して実証実験</u> を行っており、ドバイ政府も様々な最先端技術及び解決手段を積極的に導入
今後の展開	・渋滞等の道路交通情報から稼働を自動制御する<u>スマート信号機</u>の導入も予定 ・2020年までに<u>政府システムにブロックチェーン技術を採用</u>（ブロックチェーン裁判所、公文書管理等）

各国における取組事例④

地 域	オランダ王国・アムステルダム市	
実施主体／名称	アムステルダム・スマート・シティ（ASC：官民共同出資コンソーシアム）／アムステルダム・スマート・シティ・プロジェクト	
時 期	2009年6月開始	
取組内容	エネルギー消費やCO2排出量の削減を中心に、<u>生活・仕事・交通（モビリティ）・公共施設・オープンデータの5テーマ</u>についてスマートグリッド等の技術を活用した多数のプロジェクトを実施。 ※アクセンチュアが本プロジェクトのパートナーとして戦略立案やプロジェクト開発を実施。	
	生活	【生活エネルギーのスマート化】一般家庭にスマートメータを設置し、<u>エネルギー使用量が見える化</u>。また住民を対象に、省エネセミナーやアイデア募集を行うなど、地区全体で電力消費を削減。
	仕事	【住民向けサテライトオフィス】交通渋滞に伴うCO2排出緩和を目指し、<u>地域住民が使えるサテライトオフィス</u>を住宅地区の近くに設置。
	交通	【スマートパーキング】駐車場の空き情報をスマホで入手し、<u>事前予約を可能としたシェア駐車システム</u>。
	公共施設	【商業地区のスマート化】施設内にスマートメータ及びディスプレイを設置し、<u>エネルギー使用量が見える化</u>。LED等高効率な照明も設置。
	オープンデータ	【データのマッピング化】各地域のエネルギー使用量や都市インフラの状況など、<u>様々な情報がオープンデータ地図上で公開</u>。マップを通じて現状と課題が見える化され、政策立案にも活用。
※GDPR（EUデータ保護規則）の対象国であり、EU外への個人情報の移転に厳格な要件（本人同意、企業準則・企業間契約条項等）あり。		



▲各プロジェクトの分布

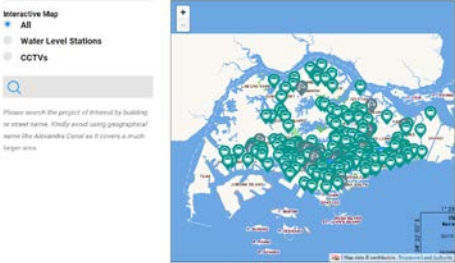


▲スマートパーキング

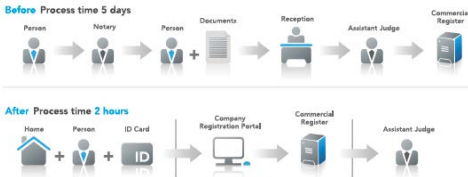


▲マッピングされたデータ

各国における取組事例⑤

地 域	シンガポール共和国
実施主体／名称	シンガポール共和国政府／スマート・ネーション・シンガポール（国家プロジェクト）
時 期	2014年発表
取組内容	ICT技術を積極的に導入し、「スマート国家」の実現を目指す。<u>「国家センサーネットワーク設置（SNSP）」</u> <u>「デジタル決済の普及」</u><u>「国家デジタル身分証（NDI）システム構築」</u>の3つが優先テーマ。 また、イノベーション促進のため、<u>政府データのオープン化（API※を整備）</u>を推進。 ※あるソフトウェアのデータ等を外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順や形式等を書いたプログラム 国家センサーネットワークの設置 ・<u>監視カメラやセンサーを多数設置し、人や車等の交通、気象や都市インフラの状況等の各種データを収集、便利で安全な公共サービスを目指す。</u> ・センサーから収集された情報等を国民に広く活用してもらうため、<u>ポータルサイト等で情報を公開。</u> デジタル決済の普及 ・2017年7月モバイル送金サービスPayNow開始 地場系・外資系の7銀行が提携、他行送金も無料で、タイ国のモバイル送金インフラとも提携。<u>QRコードを用いた送金サービスにも対応予定。</u> 永住権取得者や国内居住外国人も使用可能。 国家デジタル身分証明システム（NDIシステム）の構築 法人向け身分証明番号サービスの新設など  ▲洪水情報が分かるデータマップ  ▲モバイル送金サービス PayNow
運用上の工夫	<u>産学官が連携しながら、新しい技術や起業家を生み出す仕組みを整備</u> (インキュベーション施設をシンガポール国立大学・VC・政府の3者により運営)

各国における取組事例⑥

地 域	エストニア共和国
実施主体／名称	エストニア共和国政府／e-エストニア（電子政府プロジェクト）
時 期	2000年電子納税開始 ～以後行政手続きの電子化を拡大
取組内容	ほぼすべての行政分野にわたり、電子化を推進（住民情報、法人登記、税金、医療、教育、防犯など）。 「<u>Data Once Policy</u>（一度データを貰ったら二度と同じデータは提出させない）」という目標を掲げる。 国民IDカード・データベースの連携(X-Road)・e-Residency ・エストニア国民の個人情報は全てIDに紐づけされ、ポータルサイトによりアクセス可能。医療サービス情報なども参照可能。 ・政府各省庁や民間企業の保有データをセキュアに連携させることが可能なネットワーク（X-Road）を整備。 ・外国からの企業誘致等促進のため、電子居住権（e-Residency）を導入、外国人も国外から電子政府システムを使用可能。 e-Business Register ・オンラインで法人登記ができるようになった結果、世界で最も素早い登記が可能となった（最短で十数分）。 ・企業やNPO等の情報を集積・公開しており、ビジネスに伴う調査への活用や、犯罪抑止の効果も発揮。 m-Parking ・オンラインで料金支払いや空き状況検索が可能なほか、混雑が予想される場合には、事前に料金変更をして混雑緩和をするシステムを整備。   ▲e-Business register
運用上の工夫	・官民の連携が強く、政府と民間企業がお互いに技術提供や助言を行っている。 ※GDPR（EUデータ保護規則）の対象国であり、EU外への個人情報の移転に厳格な要件（本人同意、企業準則・企業間契約条項等）あり。

各国における取組事例⑦

地 域	フィンランド共和国・ヘルシンキ市																																
実施主体／名称	MaaS グローバル（フィンランドのベンチャー企業）／Whim																																
時 期	2016年6月より運営																																
取組内容	・ <u>公共交通、タクシー、カーシェア等の様々な交通手段</u>について、移動計画～予約～決済まで <u>ワンストップで完結</u>できるアプリサービス。 ・ 複数の交通手段を用いても、シームレスで効率的かつ自由な移動が可能。 ⇒ <u>ユーザーが公共交通機関を使用する割合が大幅に増加</u>したという調査結果もあり、環境に優しい交通手段の活用を促す効果も考えられる。 ・ フィンランド政府（技術庁、運輸通産省）が開発助成したサービス。トヨタの金融子会社も出資。 【様々な交通手段が利用可能】 【移動計画～決済までアプリで完結】 【月額支払の料金体系】 ※unlimitedコースでは複数の交通手段が乗り放題 <table><tr><th></th><th>Whim To Go</th><th>Whim Urban</th><th>Whim Unlimited</th></tr><tr><td>Monthly payment</td><td>Free</td><td>49€</td><td>499€</td></tr><tr><td>Local public transport</td><td>Pay per ride</td><td>Unlimited Single Tickets</td><td>Unlimited Single Tickets</td></tr><tr><td>City Bike</td><td>Not included</td><td>Unlimited (30min)</td><td>Unlimited</td></tr><tr><td>Taxi (5km radius)</td><td>Pay per ride</td><td>10€ per ride</td><td>Unlimited</td></tr><tr><td>Car rental</td><td>Pay per ride</td><td>49€ per day</td><td>Unlimited</td></tr><tr><td>Car share</td><td>Coming soon</td><td>Coming soon</td><td>✓</td></tr><tr><td>Cancel anytime</td><td>✓</td><td>✓</td><td>✓</td></tr></table> Add-ons incl regional HSL >		Whim To Go	Whim Urban	Whim Unlimited	Monthly payment	Free	49€	499€	Local public transport	Pay per ride	Unlimited Single Tickets	Unlimited Single Tickets	City Bike	Not included	Unlimited (30min)	Unlimited	Taxi (5km radius)	Pay per ride	10€ per ride	Unlimited	Car rental	Pay per ride	49€ per day	Unlimited	Car share	Coming soon	Coming soon	✓	Cancel anytime	✓	✓	✓
	Whim To Go	Whim Urban	Whim Unlimited																														
Monthly payment	Free	49€	499€																														
Local public transport	Pay per ride	Unlimited Single Tickets	Unlimited Single Tickets																														
City Bike	Not included	Unlimited (30min)	Unlimited																														
Taxi (5km radius)	Pay per ride	10€ per ride	Unlimited																														
Car rental	Pay per ride	49€ per day	Unlimited																														
Car share	Coming soon	Coming soon	✓																														
Cancel anytime	✓	✓	✓																														
今後の展開	・ イギリス・バーミンガム市ほか、アムステルダム、アントワープ、シンガポールなど世界各所へ拡大中。 ※GDPR（EUデータ保護規則）の対象国であり、EU外への個人情報の移転に厳格な要件（本人同意、企業準則・企業間契約条項等）あり。																																

41

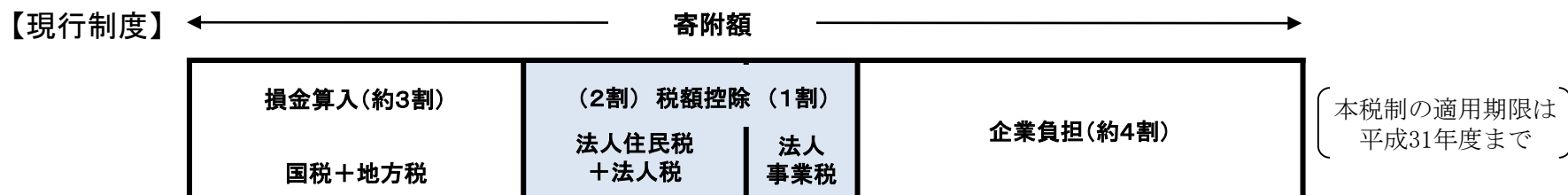
7. 平成30年度税制改正等

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の運用改善

企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図るため、企業や地方公共団体からの意見等を踏まえ、徹底した運用改善を実施する。

- 寄附払込時期の弾力化
 - ・ 寄附額が事業費を上回らないことが確実に見込まれる場合には、事業費確定前の寄附の受領を認める。
- 基金への積立要件の緩和
 - ・ 一定の要件を満たす場合には、各年度における寄附額上限（積立額の5割）を撤廃する。
- 地方創生関係交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与
 - ・ 地方創生関係交付金の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することを可能とする。
 - ・ 地方創生推進交付金の対象事業に一定以上の寄附を充当する場合には、事業期間の延長を認める。
- 地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化
 - ・ 記載事項の削減、審査事項の明確化及び回答時期の明示等、事務手続の簡素化・迅速化を図る。
- その他の運用改善
 - ・ 申請時における寄附企業確保の要件の廃止、経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化、地域再生計画の作成支援等を行う。

※ 制度の拡充・延長については、平成32年度税制改正に向けて引き続き議論する。



(参考) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の概要

制度のポイント

○志のある企業が地方創生を応援する税制（平成28年度税制改正により創設）

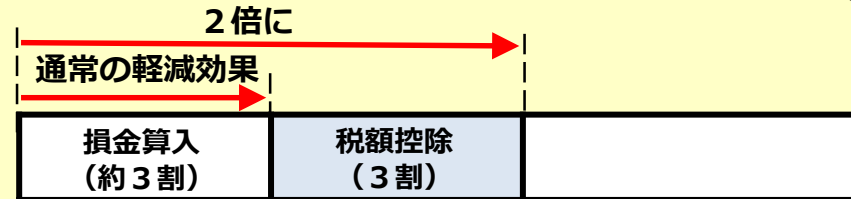
⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置

○企業が寄附しやすいように

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減

- ・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**
- ・**寄附額の下限は10万円**と低めに設定

○寄附企業への経済的な見返りは禁止



制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を
策定

〇〇市
総合戦略

- ・〇〇事業
- ・△△事業
- ・◇◇事業



②地方公共団体^{※1}
が地域再生計画
を作成

地方創生を推進
する上で効果の
高い事業

④寄附^{※2}

③計画の認定



内閣府

企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



国
(法人税)

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定実績（平成30年度第2回認定後） 507事業 総事業費1,251億円 39道府県315市町村
年3回（29年度は、7月、11月、3月）認定

特区における清酒の製造体験のための酒税法の特例措置

新設（国税一酒税）

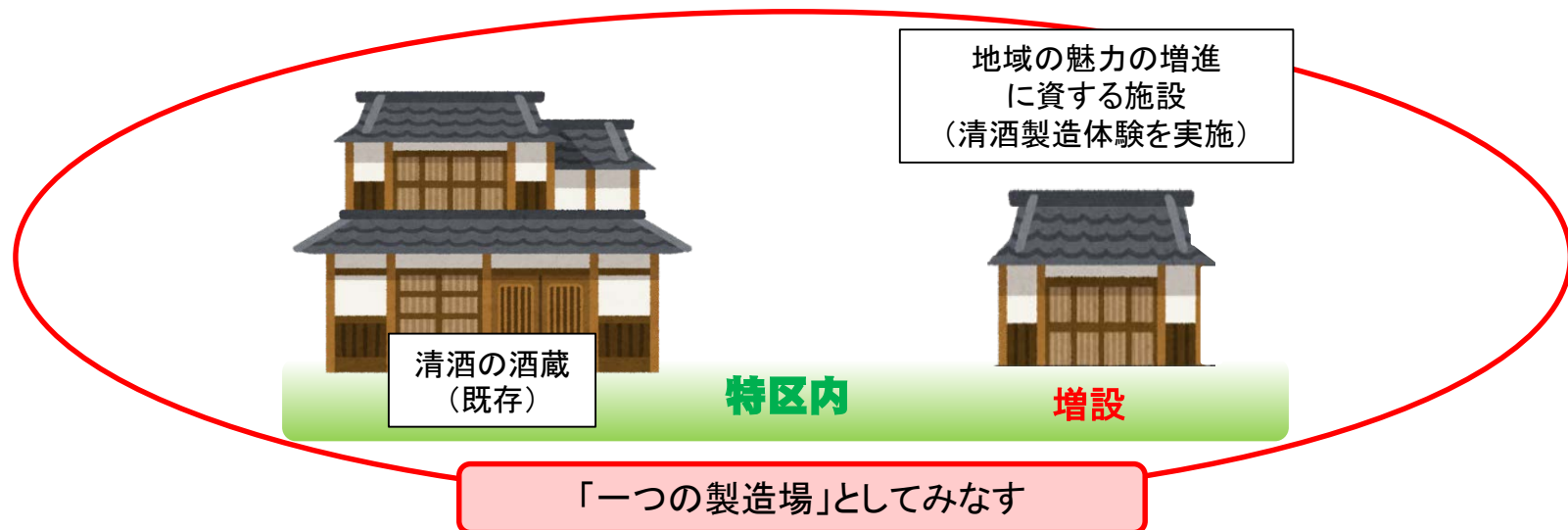
要望内容

清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、特区内において清酒の製造体験を実施しようとする場合における酒税法の特例措置を講ずる。

要望結果

構造改革特別区域法の改正を前提に措置

清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を実施する場合、製造体験のための製造場を既存の製造場の一部とみなす。



国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置

延長（国税－法人税・所得税・登録免許税、**地方税－固定資産税・都市計画税・不動産取得税**）

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている、国土交通大臣の認定に代えて国家戦略特区内で区域計画の総理認定（都市再生法のワンストップ特例）があった場合に適用できる国土交通省所管の都市再生促進税制と同様の措置について、措置の延長を行う。（平成26年度創設）

要望結果（H30.12.●税制改正大綱）

2年間延長（平成33年3月31日まで）

（*）国土交通大臣の認定を受けて、都市開発事業を行う民間事業者

①認定事業者^{（*）}が土地取得

②認定事業者^{（*）}が建築物を建設

特定 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 … 都市再生緊急整備地域のうち、国際競争力の強化を図るべき地域において適用

（地方税）

- ・ 不動産取得税（※1）
課税標準控除（**1/2控除**）

（赤字は都市再生緊急整備地域と比較し、深掘りとなっている部分）

（国税）

- ・ 法人税、所得税
割増償却（5年間**50%**）※ 延べ面積 **5万㎡**以上

- ・ 登録免許税^{（*）} <本則4/1000>
軽減税率（**1.5/1000**:H23年度認定）
（**2.0/1000**:H24年度以降認定）

（*）大規模な建築物については、認定から「3年以内」の建築要件が「5年以内」となる

（地方税）

- ・ 不動産取得税（※1）
課税標準控除（**1/2控除**）

- ・ 固定資産税、都市計画税（※2）
課税標準控除（**5年間1/2控除**）

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 … 緊急かつ重点的に拠点整備をすべき地域において適用

（地方税）

- ・ 不動産取得税（※1）
課税標準控除（**1/5控除**）

（国税）

- ・ 法人税、所得税
割増償却（5年間**30%→25%**）※ 延べ面積 **7万5千㎡**以上

- ・ 登録免許税 <本則4/1000>
軽減税率（**3.5/1000**）※ 延べ面積 **7万5千㎡**以上

（地方税）

- ・ 不動産取得税（※1）
課税標準控除（**1/5控除**）

- ・ 固定資産税、都市計画税（※2）
課税標準控除（**5年間2/5控除**）

※1 参酌基準を1/2(1/5)とし、2/5(1/10)以上3/5(3/10)以下の範囲内で、都道府県の条例で定める割合を控除

※2 参酌基準を1/2(2/5)とし、2/5(3/10)以上3/5(1/2)以下の範囲内で、市町村の条例で定める割合を控除（太字は特定都市再生緊急整備地域の部分）

都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長

(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

都市再生緊急整備地域等において、国土交通大臣の認定を受けた大規模※で優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市再生事業)に係る特例措置の延長(2年間)を行う。

※事業区域面積 原則1ha以上

施策の背景・効果

東京オリンピック・パラリンピックで世界から注目が集まることを契機に我が国の都市の国際競争力を一段と強化し、その後懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、地方の活性化をさらに推進するため、引き続き民間都市再生事業に対して都市再生促進税制による支援が必要

政府方針の位置付け

未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)

2. 次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化
 - (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - ii) 交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上
- ・近未来技術の社会実装やスーパー・メガリージョンの効果を引き出す都市再生プロジェクトを進める。

経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

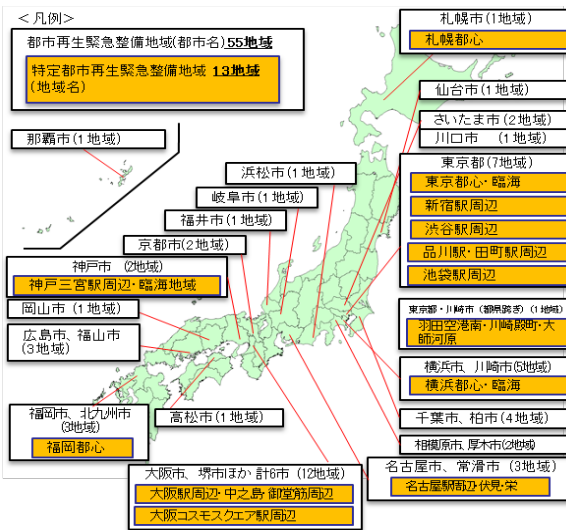
第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

6. 地方創生の推進

- (3) まちづくりとまちの活性化

・近未来技術の社会実装やスーパー・メガリージョンの効果を引き出す都市再生プロジェクトを進める。

都市再生緊急整備地域一覧



民間都市再生事業の効果

【特定都市再生緊急整備地域】 大手町1-1計画



- ・高規格オフィスの整備による国際競争力の強化
- ・非常用発電機等の設置による防災機能の強化
- ・緑地広場の整備による都市機能の高度化

【都市再生緊急整備地域】 高松丸亀商店街民間都市再生事業



- ・商業機能・住環境の再生による定住人口の増加
- ・地域に根付く複合施設・文化交流施設の導入による中心市街地の空洞化の防止

※写真は事業者より提供

要望の結果

創設年度:平成15年(平成23年)

○認定民間都市再生事業の施行に伴い取得する建築物等について、以下の特例を講じる。※()内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

特例措置 の内容

【所得税・法人税】

5年間2.5割増償却(5割増償却)

【登録免許税】

建物の保存登記:0.4%→0.35%(0.2%)

【不動産取得税】課税標準1/5控除(1/2控除)

(上記を参酌基準とし、1/10~3/10(2/5~3/5)の範囲内で都道府県の条例で定める割合を控除)

【固定資産税・都市計画税】課税標準を5年間3/5に軽減(1/2に軽減)

(上記を参酌基準とし、1/2~7/10(2/5~3/5)の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減)

結果

特例措置を2年間(平成31年4月1日~平成33年3月31日)延長する。

8. 地方創生推進交付金のあり方について

地域再生制度の概要

主な支援措置メニュー

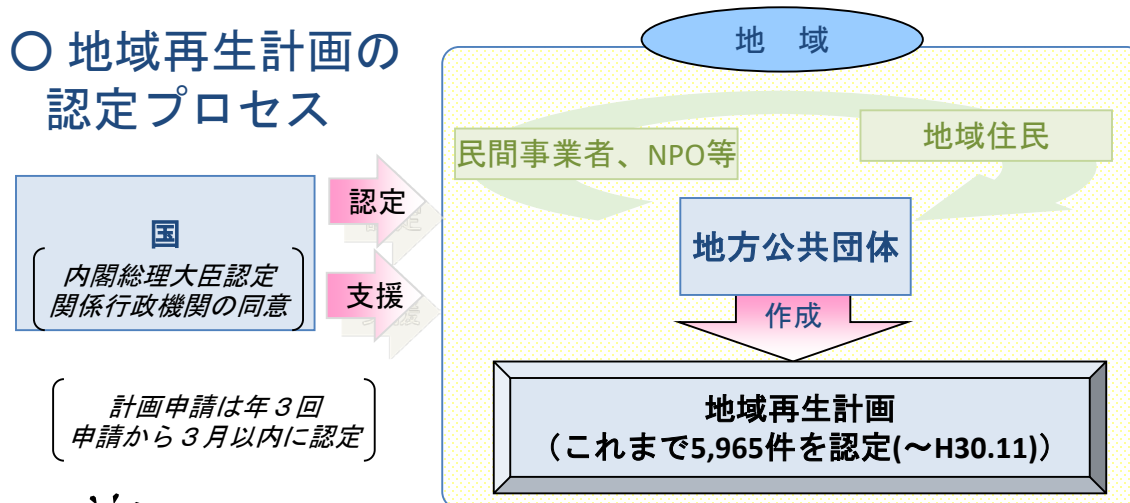
■ 地域再生法に基づく支援措置（※印はH30年改正で創設・拡充）

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生整備推進交付金（道・污水处理施設・港）
- ③ 企業版ふるさと納税
- ④ 地域再生支援利子補給金
- ⑤ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※
（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）
- ⑥ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付
（地域再生エリアマネジメント負担金制度）※
- ⑦ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
- ⑧ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※
（地域再生土地利用計画）
- ⑨ 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」形成に係る手続の特例
- ⑩ 農林水産業振興・6次産業化の施設整備に係る農地
転用許可の特例（地域農林水産業振興施設整備計画）
- ⑪ 特定政策課題の解決に資する地方債の特例
- ⑫ 補助金等交付財産の目的外使用に係る承認の特例

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針（閣議決定）**への適合を確認

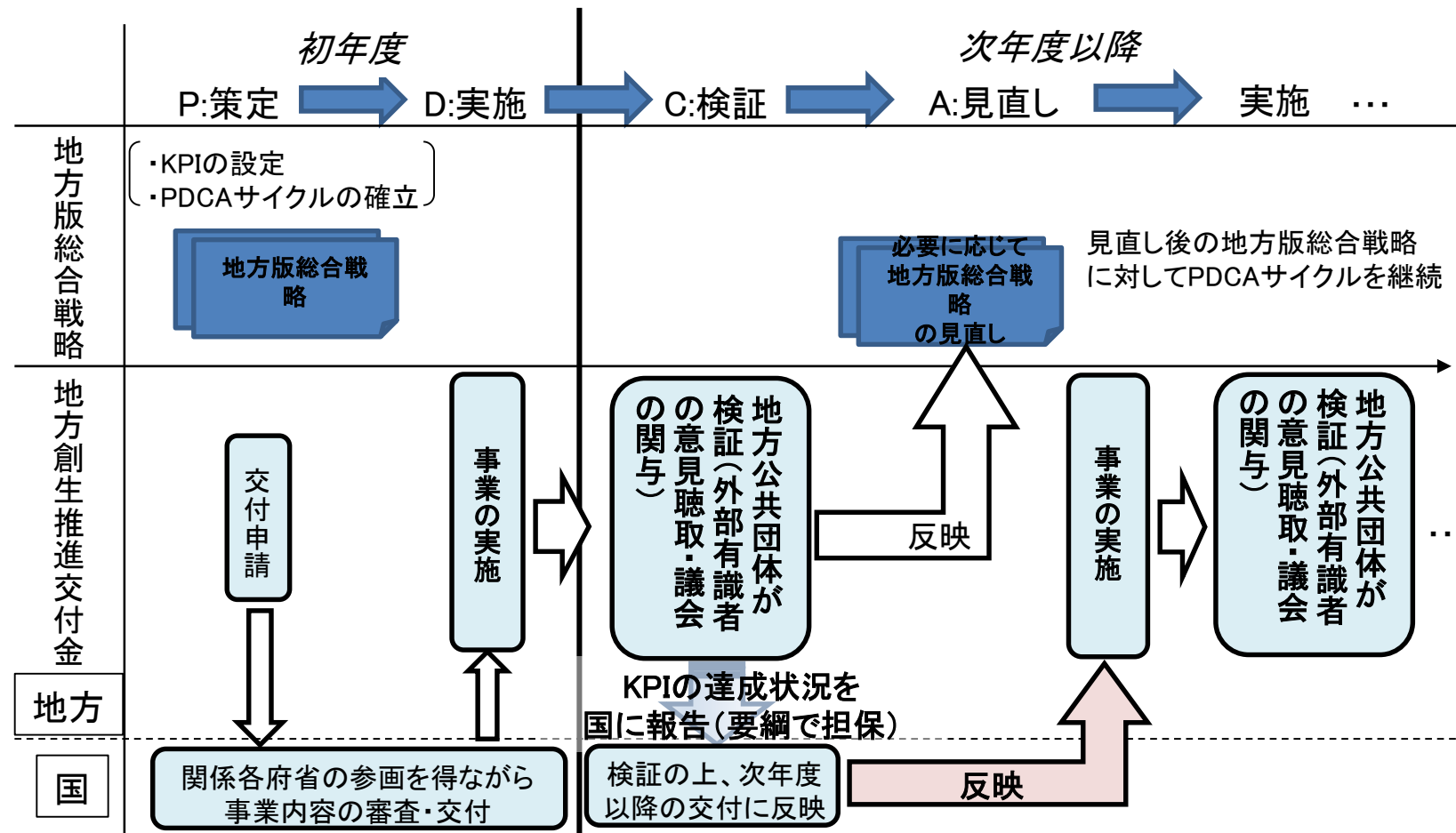
○ 地域再生計画の認定プロセス



- 平成17年の法制定以降、**7度の法改正**（H19,20,24,26,27,28,30）により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」（平成26年法律第136号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進

地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- 地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- 地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



地方創生推進交付金の事業実施ガイドラインの概要

ガイドラインのねらい

地方公共団体に向けた、①今後の新事業の企画・立案や、②実施中の事業の効果検証・改善などの参考資料（平成30年4月27日公表）

交付金事業のねらい

自立性	官民協働	地域間連携	政策間連携	事業推進主体の形成	地方創生人材の確保・育成
将来的に本交付金に頼らずに、事業として自立していくことが可能となる事業であること	- 民間と協働して行う事業であること - 民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい	関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること	複数の政策を相互に関連づけて、地方創生に対して効果を発揮する事業であること	事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること	新たな人材の育成や確保に取り組む好循環が生まれることが望ましい

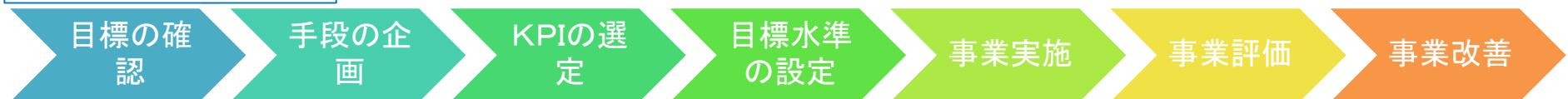
KPIの設定について

視点1: 「客観的な成果」を表す指標であること

視点2: 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

視点3: 「妥当な水準」の目標が定められていること

事業の実施手順



PDCAの段階ごとの工夫や留意点の解説、事業分野別の具体的取組み事例の紹介など

「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の概要

1. 「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の概要

地方創生推進交付金は、これまで、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援すべく運用してきたところであるが、地方創生を更に加速させるため、本交付金のあり方について、有識者と国・地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」を開催する。

2. 構成

有識者	◎	辻田口	琢也太郎	一橋大学大学院法学研究科教授 徳島大学総合科学部准教授
地方公共団体の実務者		利川長谷川我山秋葉海老澤眞木	智尚洋博章孝博督伸浩	富山県総合政策局企画調整室長 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課長 三重県名張市総務部長 北海道網走市企画総務部企画調整課長 茨城県大洗町まちづくり推進課副参事 京都府井手町地域創生推進室理事・室長
国の実務者		辻中原島田高山	庄市淳勝則泰	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 併任 内閣府地方創生推進事務局審議官 内閣府地方創生推進事務局審議官 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 併任 内閣府地方創生推進事務局参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官

3. スケジュール

◎…座長

平成30年11月13日 第1回検討会
12月7日 第2回検討会
12月21日 中間取りまとめ
平成31年5月頃 最終取りまとめ

※本検討会は1か月に1回程度開催予定。

「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」中間取りまとめ（概要）

- 検討会における議論やこれまでの地方団体からの要望をもとに、**速やかに実施すべき対応策**に関し、**主要な論点及びその対応の方向性を以下のとおり整理した。**

1. 中枢中核都市向けの交付上限額の新設

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
都道府県	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.5 億円	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 0.75 億円	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 1 億円	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 1 億円
市区町村	先 駆 国費 1 億円 横展開 国費 0.25 億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.5 億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.7 億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.7 億円 ※中枢中核都市は、 先 駆 国費 2.5 億円 横展開 国費 0.85 億円

2. 新規事業の申請上限数の見直し

	平成28年度第 1 回募集	平成28年度第 2 回募集	平成29～30年度	平成31年度
都道府県	最大 5 事業	最大 7 事業 (うち広域連携：1 事業)	原則 7 事業以内 (うち広域連携：2 事業)	原則 9 事業以内 (うち広域連携：3 事業)
市区町村	最大 3 事業 (うち広域連携：1 事業)	最大 4 事業 (うち広域連携：1 事業)	原則 4 事業以内 (うち広域連携：1 事業)	原則 5 事業以内 (うち広域連携：1 事業) ※中枢中核都市は、 原則 7 事業以内 (うち広域連携：2 事業)

3. 交付対象経費

- ・「わくわく地方生活実現政策パッケージ」によるUIターン支援等の要件と交付対象経費の明確化

4. 地方創生事業の効果促進・質的向上

- ・企業版ふるさと納税との併用・インセンティブ付与
- ・不採択理由の明示、申請書の作成支援の充実

最終取りまとめに向け、検討会では、引き続き、次期「まち・ひと・しごと総合戦略」策定と合わせた将来的課題への対応等について検討していく。

地方創生推進交付金の活用状況

■ 地方創生推進交付金は、都道府県においては全47団体が、市区町村においては1,741団体のうち1,300団体(74.7%)が活用し、1,392億円分の事業が採択されている。

(全市区町村が活用している都道府県は、栃木県、富山県、京都府、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県(10府県))

※平成28年度から平成30年度(第2回交付決定)までの実績

都道府県	市区町村数				都道府県	市区町村数		
	活用数	総数	割合			活用数	総数	割合
北海道	122	179	68.2%		滋賀県	17	19	89.5%
青森県	19	40	47.5%		京都府	26	26	100.0%
岩手県	23	33	69.7%		大阪府	31	43	72.1%
宮城県	23	35	65.7%		兵庫県	30	41	73.2%
秋田県	20	25	80.0%		奈良県	37	39	94.9%
山形県	28	35	80.0%		和歌山県	19	30	63.3%
福島県	37	59	62.7%		鳥取県	19	19	100.0%
茨城県	42	44	95.5%		島根県	18	19	94.7%
栃木県	25	25	100.0%		岡山県	24	27	88.9%
群馬県	23	35	65.7%		広島県	14	23	60.9%
埼玉県	31	63	49.2%		山口県	14	19	73.7%
千葉県	40	54	74.1%		徳島県	24	24	100.0%
東京都	26	62	41.9%		香川県	12	17	70.6%
神奈川県	24	33	72.7%		愛媛県	20	20	100.0%
新潟県	24	30	80.0%		高知県	34	34	100.0%
富山県	15	15	100.0%		福岡県	50	60	83.3%
石川県	18	19	94.7%		佐賀県	13	20	65.0%
福井県	15	17	88.2%		長崎県	21	21	100.0%
山梨県	13	27	48.1%		熊本県	45	45	100.0%
長野県	62	77	80.5%		大分県	18	18	100.0%
岐阜県	35	42	83.3%		宮崎県	23	26	88.5%
静岡県	24	35	68.6%		鹿児島県	36	43	83.7%
愛知県	39	54	72.2%		沖縄県	9	41	22.0%
三重県	18	29	62.1%		合計	1,300	1,741	74.7%

中枢中核都市に対する支援について

1. 中枢中核都市の位置付け

東京一極集中の是正等の観点から、中枢中核都市を未来投資戦略2018等において位置付け

○未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

東京一極集中の是正に向けて、中枢中核都市の機能強化を図り、企業誘致や地域の企業の事業拡大等によって企業活動が活性化し、人や大学が集積する魅力ある拠点にしていくための方策について検討し、年内に成案を得る。

2. 中枢中核都市の考え方

- 活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することが期待されている。
- そのため、①産業活動の発展のための環境、②広域的な事業活動、住民生活等の基盤、③国際的な投資の受入環境、④都市の集積性・自立性、等の条件が備わっていることが求められる。

3. 支援措置の方向性

- （1）中枢中核都市に対する支援を強化
 - ・省庁横断支援チームによるハンズオン支援
 - ・地方創生推進交付金による支援等
- （2）小さな拠点、コンパクトシティに加え、人口減少社会に対応した「まち」への再生
 - ・郊外住宅団地等の再生
 - ・公共施設の再編・利活用等

＜ハンズオン支援＞

中枢中核都市が共通に抱えている課題（政策テーマ）を対象に、手上げ方式により都市を選定し、各省庁連携で支援を行った上で、その成果の普及・横展開を行う。

※既に「コンパクトシティ」、「生涯活躍のまち」の分野において、省庁横断支援チームによるハンズオン支援を実施中

中枢中核都市一覧

道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
政令指定都市 (15市)	札幌市			仙台市							新潟市							静岡市 浜松市	名古屋市			京都市
中核市 (43市)	函館市 旭川市	青森市 八戸市	盛岡市		秋田市		福島市 郡山市 いわき市		宇都宮市	前橋市 高崎市		富山市	金沢市			長野市	岐阜市		豊橋市 岡崎市 豊田市		大津市	
施行時 特例市 (18市)						山形市		水戸市 つくば市		伊勢崎市 太田市	長岡市 上越市			福井市	甲府市	松本市		沼津市 富士市	春日井市	四日市市		
県庁 所在市 (3市/47市)	(札幌市)	(青森市)	(盛岡市)	(仙台市)	(秋田市)	(山形市)	(福島市)	(水戸市)	(宇都宮市)	(前橋市)	(新潟市)	(富山市)	(金沢市)	(福井市)	(甲府市)	(長野市)	(岐阜市)	(静岡市)	(名古屋市)	津市	(大津市)	(京都市)
連携中枢 都市 (3市/30市)		(八戸市)	(盛岡市)								(新潟市)	(富山市) 高岡市・ 射水市	(金沢市)			(長野市)	(岐阜市)	(静岡市)				

道府県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
政令指定都市 (15市)	大阪市 堺市	神戸市					岡山市	広島市						北九州市 福岡市			熊本市				
中核市 (43市)	八尾市 東大阪市	姫路市 尼崎市 西宮市	奈良市	和歌山市	鳥取市	松江市	倉敷市	呉市 福山市	下関市		高松市	松山市	高知市	久留米市		長崎市 佐世保市		大分市	宮崎市	鹿児島市	那覇市
施行時 特例市 (18市)	岸和田市 吹田市 茨木市														佐賀市						
県庁 所在市 (3市/47市)	(大阪市)	(神戸市)	(奈良市)	(和歌山市)	(鳥取市)	(松江市)	(岡山市)	(広島市)	山口市	徳島市	(高松市)	(松山市)	(高知市)	(福岡市)	(佐賀市)	(長崎市)	(熊本市)	(大分市)	(宮崎市)	(鹿児島市)	(那覇市)
連携中枢 都市 (3市/30市)		(姫路市)			(鳥取市)		(岡山市) (倉敷市)	(広島市) (福山市) (呉市)	(下関市) (山口市・) 宇部市		(高松市)	(松山市)	(高知市)	(北九州市) (久留米市)		(長崎市)	(熊本市)	(大分市)	(宮崎市)	(鹿児島市)	

※ 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）以外の昼夜間人口比率0.9以上の市を対象

中枢中核都市の機能強化に関するハンズオン支援について

《まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版(H30.12閣議決定)》

- 中枢中核都市の機能強化に向けて、共通に抱えている課題(政策テーマ)を対象とし、手上げ方式により、関係省庁横断的な支援チームによるハンズオン支援を行う。
- 相談等のワンストップ対応、現場の課題やニーズの吸い上げ、活用できる支援施策の紹介、意見交換等を行い、さらに関連施策の充実や成果の普及・横展開につなげていく。



ハンズオン支援の進め方(案)

中枢中核都市82市を対象に、ハンズオン支援で扱う政策テーマを検討するためのアンケート調査を実施

- 今後、**ハンズオン支援で扱う中枢中核都市共通の政策テーマを検討するため**、中枢中核都市ならではの機能強化に相応しいテーマ(**東京一極集中是正効果・広域的波及効果が期待できるもの**)について、アンケート調査を依頼
【想定されるテーマ例：国際競争力強化を図る都市再生、近未来技術の社会実装、国際ビジネス環境の整備など】

中枢中核都市共通の政策テーマの設定と政策テーマごとの省庁横断支援チームの編成

- アンケート結果を踏まえ、**多くの中枢中核都市に共通する政策テーマを設定(4~5程度のテーマを想定)**
- 政策テーマごとに、関係府省庁からなる省庁横断支援チームの編成について調整

政策テーマごとの支援チームにより、準備が整ったところから順次、手上げ方式により、支援対象都市を募集・選定

- 政策テーマごとの支援チームにおいて、当該テーマについてハンズオン支援を希望する中枢中核都市を募集し、**先導性・モデル性や広域的波及効果等を踏まえ、横展開が期待できる都市を選定(政策テーマごとに数か所を想定)**
- **平成31年度の概ね1年間実施**し、その成果については、他の中枢中核都市にも参考にしていただくよう**横展開を図る**

「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」中間取りまとめ（概要）

- 検討会における議論やこれまでの地方団体からの要望をもとに、**速やかに実施すべき対応策**に関し、**主要な論点及びその対応の方向性を以下のとおり整理した。**

1. 中枢中核都市向けの交付上限額の新設

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
都道府県	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.5 億円	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 0.75 億円	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 1 億円	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 1 億円
市区町村	先 駆 国費 1 億円 横展開 国費 0.25 億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.5 億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.7 億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.7 億円 ※中枢中核都市は、 先 駆 国費 2.5 億円 横展開 国費 0.85 億円

2. 新規事業の申請上限数の見直し

	平成28年度第 1 回募集	平成28年度第 2 回募集	平成29～30年度	平成31年度
都道府県	最大 5 事業	最大 7 事業 (うち広域連携：1 事業)	原則 7 事業以内 (うち広域連携：2 事業)	原則 9 事業以内 (うち広域連携：3 事業)
市区町村	最大 3 事業 (うち広域連携：1 事業)	最大 4 事業 (うち広域連携 1 事業)	原則 4 事業以内 (うち広域連携：1 事業)	原則 5 事業以内 (うち広域連携：1 事業) ※中枢中核都市は、 原則 7 事業以内 (うち広域連携：2 事業)

3. 交付対象経費

- ・「わくわく地方生活実現政策パッケージ」によるUIターン支援等の要件と交付対象経費の明確化

4. 地方創生事業の効果促進・質的向上

- ・企業版ふるさと納税との併用・インセンティブ付与
- ・不採択理由の明示、申請書の作成支援の充実

最終取りまとめに向け、検討会では、引き続き、次期「まち・ひとしごと総合戦略」策定と合わせた将来的課題への対応等について検討していく。